

教育に関する事務の管理及び 執行状況の点検・評価報告書

【対象年度：令和2年度】

令和3年8月
美里町教育委員会

目 次

はじめに	1
I 教育委員会の概要、会議運営等	
1 教育委員会の職務	2
2 教育委員会組織	3
3 教育委員会関連経費	4
4 教育委員会の会議運営状況	6
5 教育相談の実施状況	14
II 点検・評価	
1 点検・評価の対象と方法	
(1) 点検・評価の対象	16
(2) 点検・評価の方法	17
2 前年度の課題の改善状況	
(1) 教育委員会の点検・評価で明らかになった課題の改善状況	18
(2) 評価委員会から指摘された課題の改善状況	18
3 点検・評価の結果	
(1) 教育委員会の会議運営	21
(2) 教育委員会が管理及び執行する事務	26
〈執行状況〉	26
〈法令点検〉	41
(3) 総合計画を推進するための取組	43
III 評価委員会からの意見	
1 点検・評価の対象と方法について	60
2 点検・評価の結果について	60
IV まとめ	
1 課題と改善策	
(1) 未解決となっている前年度の課題と解決策	63
(2) 評価委員会から指摘のあった課題と改善策	64
2 来年度の点検・評価に向けて	67
資 料	
1 関係法令チェックシート【対象年度：令和2年度】	(別冊)

はじめに

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないことになっています。

教育委員会の自己点検・自己評価の目的は、合議制の教育委員会が自らの活動のほか、教育長及び教育委員会事務局が執行している教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価を行うことで、町民への説明責任を果たすことにあります。

また、自己点検・自己評価の結果に基づき、今後の取組の改善につなげ、公正かつ適正な教育行政の一層の推進につなげていくものであります。

I 教育委員会の概要、会議運営等

1 教育委員会の職務

教育委員会の職務は、地方自治法第180条の8の規定により、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行することです。教育委員会の職務権限の行使は、地教行法第14条の規定により、合議体として教育委員会の決定により行われます。

教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織します。教育長は、任期が3年で首長が首長の被選挙権を有する人の中から議会の同意を得て任命します。

委員は、定数が4人で、任期は4年です。首長が首長の被選挙権を有する人の中から議会の同意を得て委員を任命します。首長が委員を任命するに当たっては、①委員定数の過半数以上の者が同一の政党に所属することになってはならないこと、②委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること、③委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないことが規定されています。

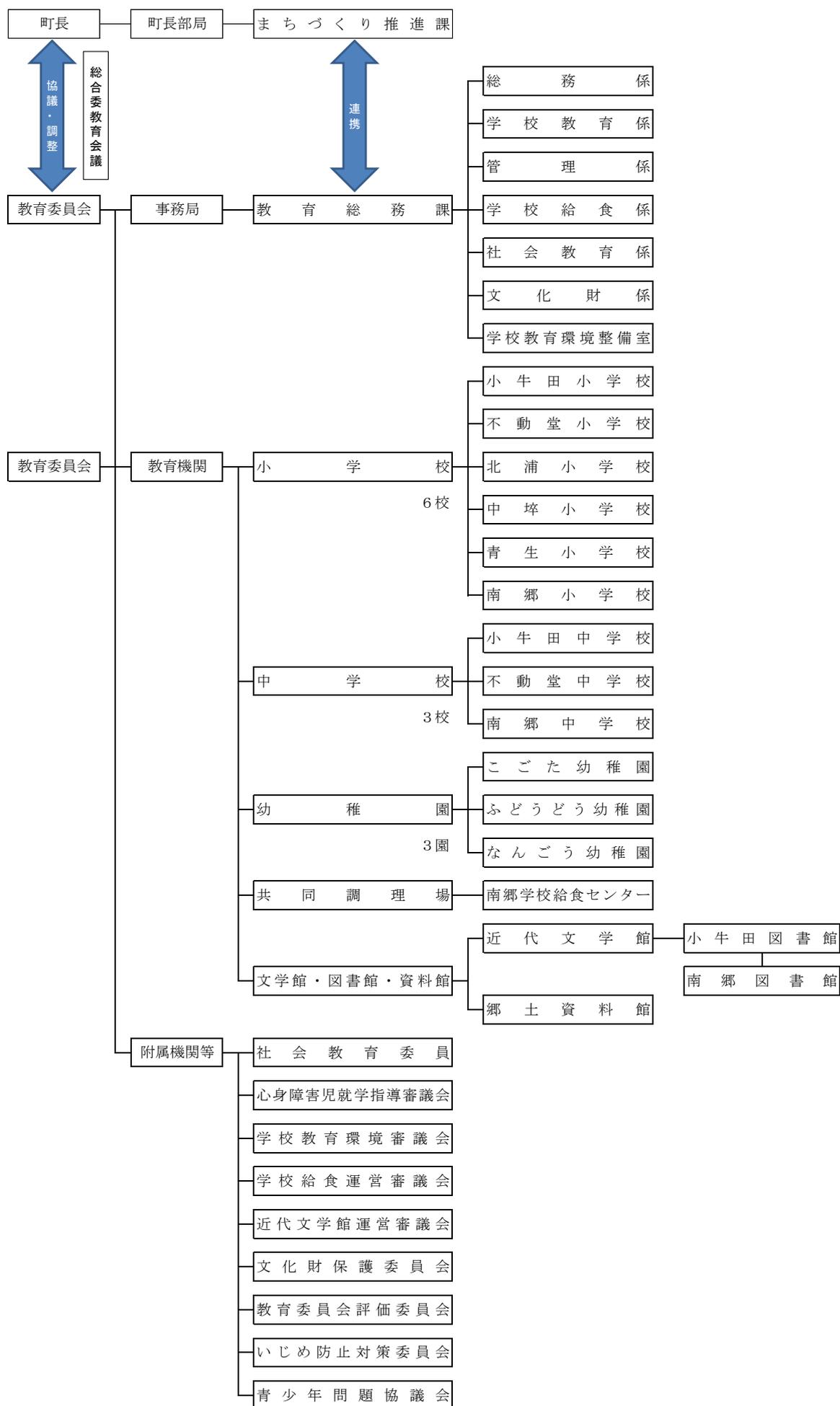
教育長の職務を規定する「教育委員会の会務を総理」とは、「教育委員会の会議を主宰する」こと、「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」こと、及び「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」ことを意味しています。

教育長、委員名簿

職	氏名	就任年月日	任期	備考
教育長	大友 義孝	令和3年2月20日	令和6年2月19日	2期
委員 (教育長職務代理者)	後藤 眞琴	平成30年2月20日	令和4年2月19日	2期
委員	成澤 明子	平成29年2月20日	令和3年2月19日	2期
	佐藤 キヨ	令和3年2月20日	令和7年2月19日	1期
委員	留守 広行	平成31年2月20日	令和5年2月19日	2期
委員	大森 眞智子	令和2年2月20日	令和6年2月19日	1期

2 教育委員会組織

令和3年4月1日現在



3 教育委員会関連経費

令和2年度 一般会計決算 (歳出10款教育費)

(※5項4目の文化会館費、6項1目の保健体育総務費、6項2目の体育施設費は除いています。)

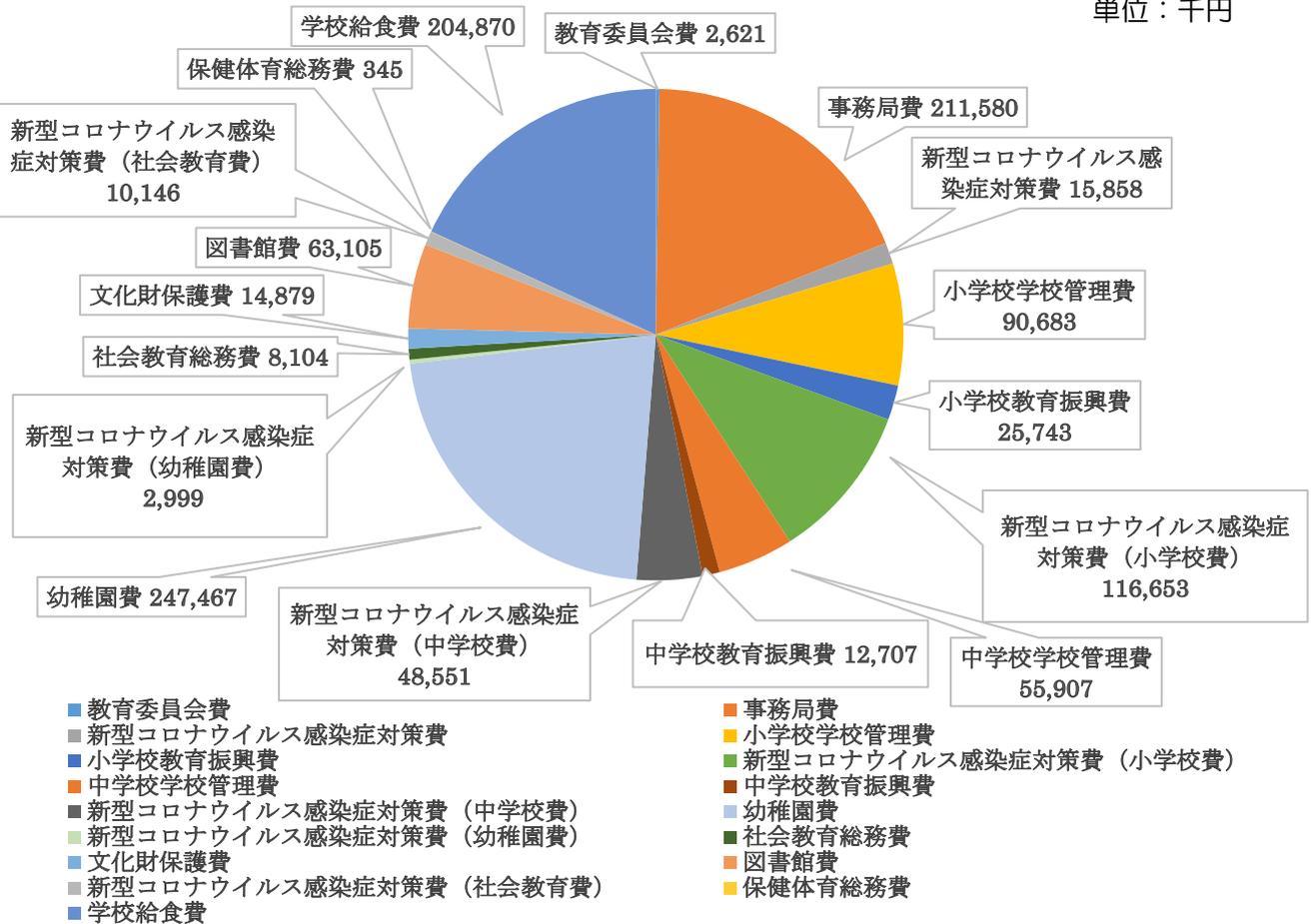
単位:千円

款 項 目	令和2年度 決算額 A	繰越 明許費	事故繰越	令和元年度 決算額 B	前年対比 A-B
10教育費	1,132,218			1,607,357	-475,139
1教育総務費	230,059			213,226	16,833
1教育委員会費	2,621			2,750	-129
2事務局費	211,580			210,476	1,104
3新型コロナウイルス感染症対策費	15,858			0	15,858
2小学校費	233,079			477,684	-244,605
1学校管理費	90,683			421,430	-330,747
2教育振興費	25,743			56,254	-30,511
3新型コロナウイルス感染症対策費	116,653			0	116,653
3中学校費	117,165			238,604	-121,439
1学校管理費	55,907			211,479	-155,572
2教育振興費	12,707			27,125	-14,418
3新型コロナウイルス感染症対策費	48,551			0	48,551
4幼稚園費	250,466			310,914	-60,448
1幼稚園費	247,467			310,914	-63,447
2新型コロナウイルス感染症対策費	2,999			0	2,999
5社会教育費	96,234			93,392	2,842
1社会教育総務費	8,104			11,791	-3,687
2文化財保護費	14,879			16,634	-1,755
3図書館費	63,105			64,967	-1,862
5新型コロナウイルス感染症対策費	10,146			0	10,146
6保健体育費	205,215			273,824	-68,609
1保健体育総務費	345			287	58
3学校給食費	204,870			273,537	-68,667

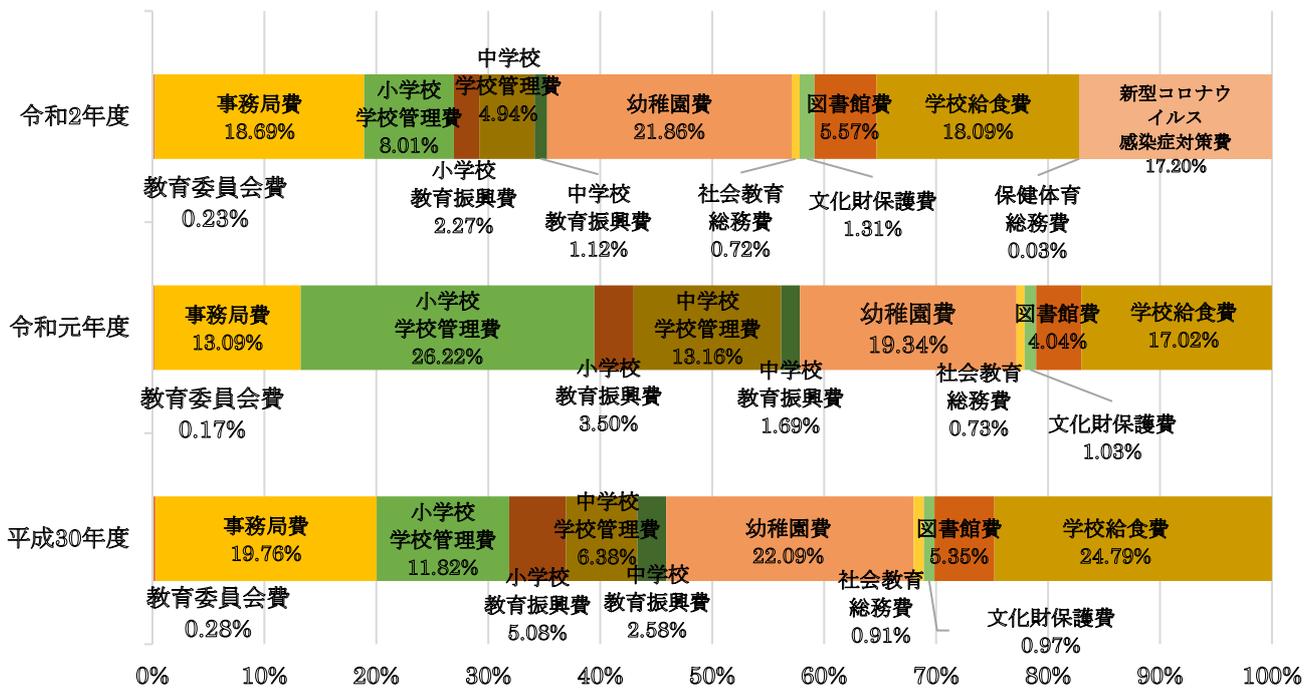
令和2年度美里町一般会計歳出決算額14,466,904千円に対し、教育委員会が管理する教育費は7.8%です。

令和2年度一般会計決算

単位：千円



年度比較



4 教育委員会の会議運営状況

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者			
定例	令和2年4月23日 午後1時35分開議 午後2時59分閉会 (1時間24分)	3	報告	5	1	報告第1号 区域外就学について	2	4	0			
					2	報告第2号 指定校の変更について	2	4				
					3	報告第3号 いじめ・不登校対策及び生徒指導(3月分)について	2	4				
					4	報告第4号 基礎学力向上等について	2	3				
					5	報告第5号 特別支援教育について	2	4				
			審議	6	1	議案第1号 美里町特別支援教育連携協議会委員の選任について	1	3				
					2	議案第2号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の選任について	1	3				
					3	議案第3号 美里町学校給食運営審議会委員の選任について	1	3				
					4	議案第4号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について	1	3				
					5	議案第5号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について	1	3				
					6	議案第6号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について	1	3				
			その他	2	1	行事予定等について	1	1				
					2	令和2年5月教育委員会定例会の開催日について	1	1				
計							39					
定例	令和2年5月22日 午後1時30分開議 午後4時30分閉会 (3時間00分)	4	報告	1	1	報告第6号 基礎学力向上等について	3	7	0			
					審議	2	1	議案第7号 美里町文化財保護委員会委員の選任について	1	3		
			2	議案第8号 美里町特別支援教育連携協議会委員の変更について			1	3				
			協議	3			1	教育に関する議会の議決を経るべき議案について	3	5		
							2	個人からの質問及び団体からの異議申し立てについて	3	10		
							3	請願の取り扱いについて	3	6		
			その他	3			1	美里町学校評議員について	2	2		
					2	行事予定等について	4	18				
					3	令和2年6月教育委員会定例会の開催日について	2	3				
			計							57		
			定例	令和2年6月25日 午後1時30分開議 午後5時20分閉会 (3時間50分)	4	報告	3	1	報告第7号 学校の夏季休業期間短縮に伴う届出について	3	13	0
								2	報告第8号 区域外就学について	1	1	
								3	報告第9号 指定校の変更について	1	1	
協議	2	1				GIGAスクール構想について	7	19				
		2				教育課程の充実に向けた検討について	4	25				
その他	4	1				例規の全体的な見直しについて	2	3				
		2				行事予定等について	1	1				
		3				令和2年7月教育委員会臨時会の開催日について	2	4				
		4				令和2年7月教育委員会定例会の開催日について	1	2				
計							69					

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者			
臨時	令和2年7月8日 午前9時30分開議 午前11時25分開会 (1時間55分)	4	協議	2	1	令和3年度使用教科用図書の採択について	6	75	0			
					2	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について	3	25				
計							100					
定例	令和2年7月27日 午後1時30分開議 午後5時10分開会 (3時間40分)	4	報告	5	1	報告第10号 会計年度任用職員に係る休業手当の追加支給について	2	4	2			
					2	報告第11号 区域外就学について	1	2				
					3	報告第12号 指定校の変更について	1	1				
					4	報告第13号 いじめ・不登校対策及び生徒指導（6月分）について	6	20				
					5	報告第14号 令和2年度学習・生活習慣調査について	3	7				
			審議	2	1	議案第9号 教科用図書の採択について	3	5				
					2	議案第10号 学校医の委嘱について	1	3				
			協議	3	1	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について	3	5				
					2	教育課程の充実に向けた検討について	5	21				
					3	団体からの質問について	4	10				
			その他	3	1	G I G A スクール構想について	6	37				
					2	行事予定等について	1	1				
					3	令和2年8月教育委員会定例会の開催日について	2	4				
			計							120		
			定例	令和2年8月27日 午後1時30分開議 午後6時8分開会 (4時間38分)	4	報告	4	1	報告第15号 令和2年度美里町議会8月会議について	4	17	0
2	報告第16号 基礎学力向上等について	3						6				
3	報告第17号 区域外就学について	1						2				
4	報告第18号 いじめ・不登校対策及び生徒指導（7月分）について	3						13				
審議	2	1				議案第11号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について	2	5				
		2				議案第12号 美里町教育委員会評価委員会委員の変更について	2	5				
協議	4	1				令和2年度美里町議会9月会議について	2	4				
		2				教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について	3	8				
		3				学校給食への地域食材活用について	6	19				
		4				団体からの質問について	5	59				
その他	4	1				例規の全体的な見直しについて	2	3				
		2				「美里町立幼稚園園則（平成18年教育委員会規則第17号）」の改正について（概要説明）	3	7				
		3				行事予定について	1	1				
		4				令和2年9月教育委員会定例会の開催日について	1	1				
計							150					

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者		
定例	令和2年9月28日 午後1時30分開議 午後5時10分開会 (3時間40分)	4	報告	5	1	報告第19号 令和2年度美里町議会9月会 議について	2	4	0		
					2	報告第20号 美里町総合計画再審議会に ついて	3	7			
					3	報告第21号 区域外就学について	1	1			
					4	報告第22号 いじめ・不登校対策及び生 徒指導(8月分)について	6	25			
					5	報告第23号 基礎学力向上等について	6	22			
			協議	6	1	美里町心身障害児就学指導審議会への諮 問について	2	4			
					2	美里町学校給食運営審議会への諮問につ いて	2	6			
					3	教育に関する事務の管理及び執行状況の 点検・評価について	2	4			
					4	美里町立幼稚園園則の全部改正について	3	16			
					5	美里町教育委員会における請願の取扱い に関する規則の制定について	3	14			
					6	団体からの質問について	6	34			
			その他	3	1	美里町心身障害児就学指導審議会委員の 役職変更について	2	3			
					2	行事予定等について	2	3			
3	令和2年10月教育委員会定例会の開催日 について	3			6						
計						149					
臨時	令和2年10月16日 午後1時30分開議 午後2時23分開会 (0時間53分)	4	報告	1	1	報告第24号 新中学校整備スケジュール について	6	28	2		
			審議	1	1	議案第13号 美里町学校給食運営審議会 委員の選任について	2	4			
計						32					
定例	令和2年10月29日 午後1時30分開議 午後4時24分開会 (2時間54分)	4	報告	6	1	報告第25号 区域外就学について	1	1	0		
					2	報告第26号 指定校の変更について	1	1			
					3	報告第27号 いじめ防止・不登校対策及 び生徒指導(9月分)について	4	13			
					4	報告第28号 美里町心身障害児就学指導 審議会の答申について	2	3			
					5	報告第29号 基礎学力向上等について	3	7			
					6	報告第30号 美里町学校給食運営審議会 の答申について	2	4			
			審議	1	1	議案第15号 美里町教育委員会請願処理 規則の公布について	2	6			
			協議	3	1	美里町立中学校給食調理委託業務の委託 について	4	51			
					2	美里町学校給食費に関する条例の一部改 正について	3	15			
					3	美里町立学校管理に関する規則の一部改 正について	2	3			
			その他	4	1	美里町招致外国青年就業規則の一部改正 について	2	3			
					2	美里町における幼児教育・保育の一元化 について	2	3			
					3	行事予定等について	1	1			
					4	令和2年11月教育委員会定例会の開催日 について	4	7			
			計						118		

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者				
定例	令和2年11月26日 午後1時30分開議 午後4時24分閉会 (2時間54分)	4	報告	7	1	報告第31号 令和2年度美里町議会11月 会議について	2	3	0				
					2	報告第32号 第2期美里町総合計画・総 合戦略について	2	4					
					3	報告第33号 令和2年度美里町小・中学 校PTA連合会教育・行政懇談会につ いて	3	16					
					4	報告第34号 区域外就学について	1	1					
					5	報告第35号 指定校の変更について	2	5					
					6	報告第36号 いじめ防止・不登校対策及 び生徒指導(10月分)について	4	13					
					7	報告第37号 基礎学力向上等について	4	17					
				審議	3	1	議案第16号 学校医の委嘱について	1	3				
						2	議案第17号 美里町立幼稚園園則の全部 改正について	2	6				
						3	議案第18号 美里町招致外国青年就業規 則の一部改正について	2	6				
				協議	5	1	令和2年度美里町議会12月会議について	2	6				
						2	美里町町長の権限に属する事務の補助執 行について	2	4				
						3	意見交換会の開催に向けての提案につ いて	4	8				
						4	教育に関する事務の管理及び執行状況の 点検・評価について	3	11				
						5	美里町学校給食調理施設運営規則の一部 改正について	4	8				
				その他	3	1	行事予定等について	1	1				
						2	美里町教育委員会委員の研修について	5	11				
						3	令和2年12月教育委員会定例会の開催日 について	1	1				
				計						124			
				定例	令和2年12月24日 午後1時30分開議 午後5時3分閉会 (3時間33分)	4	報告	7	1	報告第38号 令和2年度美里町議会12月 会議について	3	15	0
									2	報告第39号 新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策について	2	8	
3	報告第40号 区域外就学について	1	1										
4	報告第41号 指定校の変更について	1	1										
5	報告第42号 いじめ防止・不登校対策及 び生徒指導(11月分)について	3	20										
6	報告第43号 基礎学力向上等について	3	6										
7	報告第44号 後藤家文書整理読解事業に ついて	3	21										
審議	3	1	議案第19号 学校医の委嘱について					2	5				
		2	議案第20号 美里町学校給食調理施設運 営規則の一部改正について					2	8				
		3	議案第21号 令和3年度美里町立幼稚園 入園児の決定について					3	12				
協議	4	1	令和2年度美里町小・中学校各単位P T Aの質問への回答について					4	10				
		2	美里町心身障害児就学指導審議会への諮 問について					2	3				
		3	意見交換会の開催に向けての提案につ いて					6	20				
		4	(追加日程) 美里町新中学校整備事業 (仮称) について					4	42				
その他	5	1	行事予定等について					1	1				
		2	美里町教育委員会委員の研修について					2	3				
		3	新中学校アイデアコンテストの開催につ いて					3	15				
		4	美里町教育振興基本計画の策定について					3	8				
		5	令和3年1月美里町教育委員会定例会の 開催日について					4	8				
計								207					

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者
定例	令和3年1月28日 午後1時30分開議 午後6時43分閉会 (5時間13分)	4	報告	9	1	報告第45号 令和2年度美里町議会1月会議について	3	12	0
					2	報告第46号 新型コロナウイルス感染症について	3	8	
					3	報告第47号 区域外就学について	1	1	
					4	報告第48号 指定校の変更について	1	1	
					5	報告第49号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導(12月分)について	2	4	
					6	報告第50号 基礎学力向上等について	5	10	
					7	報告第51号 美里町心身障害児就学指導審議会の答申について	2	4	
					8	報告第52号 美里町いじめ防止対策委員会の答申について	3	6	
					9	報告第53号 G I G A スクール構想の進捗について	3	7	
			審議	2	1	議案第22号 学校医の委嘱について	2	5	
					2	議案第23号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について	2	5	
			協議	10	1	第2期美里町子ども・子育て支援事業計画の改訂について	4	12	
					2	子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について(小規模保育事業施設おひさま第二保育園(仮称))	2	5	
					3	十王山公園等の史跡公園化について	5	18	
					4	後藤家文書整理解読事業について	2	4	
					5	令和3年度美里町施設方針(案)について	3	23	
					6	第2期美里町教育振興基本計画の策定について	3	8	
					7	美里町新中学校整備等事業について	6	110	
					8	美里町学校給食運営審議会への諮問について	3	9	
					9	美里町学校給食費について	5	57	
					10	意見交換会開催に向けての提案について	4	27	
			その他	3	1	行事予定等について	1	1	
					2	令和3年2月教育委員会臨時会の開催日について	2	5	
					3	令和3年2月教育委員会定例会の開催日について	3	9	
計							351		

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者			
臨時	令和3年2月15日 午前10時00分開議 午前11時57分閉会 (1時間57分)	4	協議	2	1	令和3年度美里町小中学校管理職員の人事について	2	5	0			
					2	美里町いじめ防止対策委員会への諮問について	5	16				
			その他	4	1	第2期美里町教育振興基本計画の策定について	3	7				
					2	地震発生に伴う美里町教育委員会が所管する教育施設の被害状況について	2	3				
					3	意見交換会開催に向けての提案について	6	19				
4	令和3年2月教育委員会定例会の開催日について	3	5									
計							55					
定例	令和3年2月26日 午後1時30分開議 午後6時25分閉会 (4時間55分)	4	報告	7	1	報告第54号 令和3年度美里町施政方針について	2	5	0			
					2	報告第55号 区域外就学について	1	1				
					3	報告第56号 指定校の変更について	1	1				
					4	報告第57号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導(1月分)について	6	40				
					5	報告第58号 公立・私立中学校及び高等学校の受験状況について	3	6				
					6	報告第59号 基礎学力向上等について	3	7				
					7	報告第60号 美里町学校給食運営審議会の答申について	2	3				
			審議	2	1	美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について	2	6				
					2	子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について(小規模保育事業施設おひさま第二保育園(仮称))	2	6				
			協議	9	1	令和2年度美里町議会3月会議について	2	4				
					2	美里町新中学校整備等事業について	4	21				
					3	美里町近代文学館長寿命化計画の改訂について	6	21				
					4	第2期美里町教育振興基本計画の策定について	3	16				
					5	美里町学校給食費について	3	18				
					6	美里町立学校管理に関する規則第3条第1項第7号に規定する美里町教育委員会が定める休業日について	2	3				
					7	美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について	3	11				
					8	放課後児童クラブに伴う教育財産の取扱いについて	4	37				
					9	意見交換会開催に向けての提案について	4	19				
			その他	3	1	行事予定等について	1	1				
					2	令和2年度美里町立小中学校卒業式及び幼稚園修了式について	3	7				
					3	令和3年3月教育委員会定例会の開催日について	2	3				
			計							236		

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者
定例	令和3年3月26日 午後1時30分開議 午後6時4分開会 (4時間34分)	4	報告	7	1	報告第61号 令和2年度美里町議会3月会議について	4	19	0
					2	報告第62号 新型コロナウイルス感染症について	2	6	
					3	報告第63号 区域外就学について	1	2	
					4	報告第64号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導(2月分)について	4	15	
					5	報告第65号 公立・私立中学校及び高等学校の合格状況について	2	4	
					6	報告第66号 基礎学力向上等について	5	85	
					7	報告第67号 G I G A スクール構想の進捗について	4	54	
審議				8	1	議案第26号 学校医の委嘱について	2	5	
					2	議案第27号 学校歯科医の委嘱について	2	5	
					3	議案第28号 学校薬剤師の委嘱について	2	5	
					4	議案第29号 美里町学校教育専門指導員の選任について	2	5	
					5	議案第30号 美里町青少年教育専門員の選任について	2	5	
					6	議案第31号 美里町特別支援教育専門員の選任について	2	5	
					7	議案第32号 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則の公布について	2	6	
					8	議案第33号 美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の公布について	4	51	
協議				5	1	美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について	2	6	
					2	令和3年度美里町の教育の策定について	3	6	
					3	職員の人事について	8	115	
					4	美里町新中学校整備等事業について	3	5	
					5	美里町学校給食費について	3	9	
その他				5	1	行事予定等について	1	1	
					2	小中学校入学式及び幼稚園入園式について	5	31	
					3	地震発生に伴う美里町教育委員会が所管する教育施設の被害状況について	1	1	
					4	令和3年4月教育委員会臨時会の開催日について	2	4	
					5	令和3年4月教育委員会定例会の開催日について	5	12	
計							462		

教育委員会の会議運営状況集計表

No	開催月日	定例	臨時	出席委員	報告	審議	協議	その他	発言者数	発言回数	傍聴者	備考
1	4月23日	○		3	5	6		2	9	39	0	
2	5月22日	○		4	1	2	3	3	9	57	0	
3	6月25日	○		4	3	0	2	4	9	69	0	
4	7月8日		○	4	0	0	2	0	8	100	0	
5	7月27日	○		4	5	2	3	3	10	120	2	
6	8月27日	○		4	4	2	4	4	10	150	0	
7	9月28日	○		4	5	0	6	3	11	149	0	
8	10月16日		○	4	1	1	0	0	7	32	2	
9	10月29日	○		4	6	1	3	4	10	118	0	
10	11月26日	○		4	7	3	5	3	10	124	0	
11	12月24日	○		4	7	3	3	5	12	207	0	
12	1月28日	○		4	9	2	9	3	17	351	0	
13	2月15日		○	4	0	0	2	4	7	55	0	
14	2月26日	○		4	7	2	9	3	12	236	0	
15	3月26日	○		4	7	8	5	5	12	462	0	
計		12	3	59	67	32	56	46	153	2,269	4	

※ 出席委員は教育長を除く人数となる。

※ 発言者数及び発言回数は会議出席者全員のものである。

5 教育相談の実施状況

令和2年4月～令和3年3月

青少年教育相談員の相談件数

※（ ）内は特別支援教育専門員の相談件数

月	教育相談件数															主な内容
	来庁相談				電話相談				訪問相談				定期巡回訪問	はなみずき教室		
	子供	親	教員	関連機関	子供	親	教員	関連機関	子供	親	教員	関連機関				
4											9		0	0	(教) 新型コロナ対応 (教) 新年度の見通し	
5						1		1			9		2 (2)	0	(教) 新型コロナ対応 (教) 再開に向けての対応	
6		2 (2)				7	2	2			9	2 (1)	8 (8)	13	(教) 授業参観 (関) ケアハウス訪問相談 (親) 学校の対応相談	
7							2	1			3	4 (2)	3 (3)	11	(教) 新型コロナ対応 (関) ケアハウス情報交換会 (関) 心のサポートアドバイザー	
8							3					2	0	3	(教) 新型コロナ対応 (教) 要対協関連 (関) 不登校対応	
9						(1)						2 (1)	1 (1)	11	(教) 適応指導情報交換 (教) 新型コロナ対応	
10								(2)			3	2	3 (3)	12	(教) 新型コロナ対応 (教) ケアハウス情報交換会	
11		1 (1)					1	2				1	7 (18)	7	(教) 新型コロナ対応 (親) 学校の対応相談 (関) 不登校対応	
12						1	1	1				1	2 (2)	8	(親) 学校の対応相談 (親) 学校の対応相談 (関) 不登校対応	
1						(1)	(1)	(1)				1	2 (2)	9	(教) 新型コロナ対応 (関) いじめ防止対策	
2												2	11 (11)	5	(関) 不登校対応 (関) いじめ防止対策	
3						1						1	0	9	(関) 不登校対応 (親) 学校の対応相談	
小計	0	3	0	0	0	10	9	7	0	0	33	18	39	88		
合計	3				26				51				39	88		
総計	207															

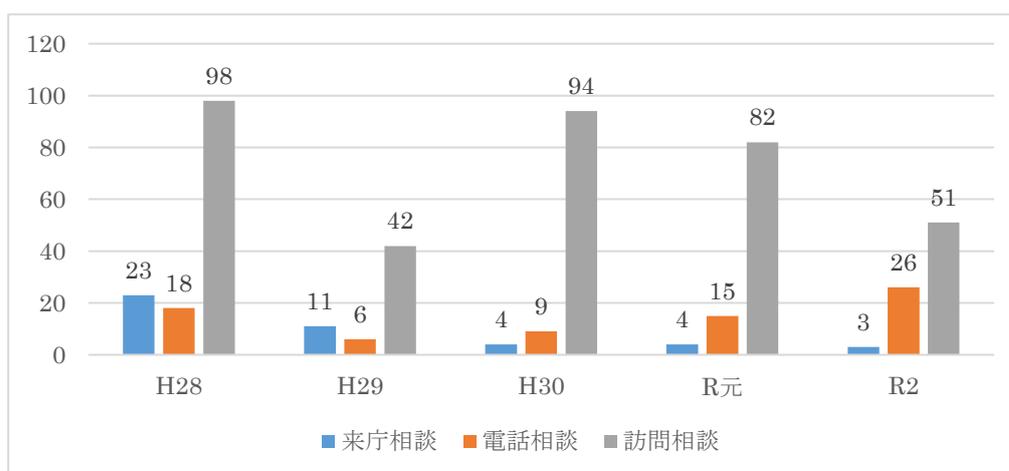
特別支援教育専門員の相談件数

小計		3				2	3	1				4	50		
合計	3				6				4				50		
総計	63														

教育相談の実施状況

(青少年教育相談員の相談件数)

年度 項目	H28	H29	H30	R元	R2
来庁相談	23	11	4	4	3
電話相談	18	6	9	15	26
訪問相談	98	42	94	82	51



(特別支援教育専門員の相談件数)

年度 項目	R2
来庁相談	3
電話相談	6
訪問相談	4



Ⅱ 点検・評価

1 点検・評価の対象と方法

(1) 点検・評価の対象

広範囲にわたる教育委員会の権限に属する事務を網羅するため、前年度に引き続き、1) 意思決定のための事務として「教育委員会の会議運営」、2) 法制上規定された事務として「教育委員会が管理及び執行する事務」、3) 政策を推進するための事務として「総合計画を推進するための取組」の三つの項目を点検・評価の対象としました。

1) 教育委員会の会議運営

教育委員会は教育長と4人の委員で構成する合議制の執行機関です。また、首長から独立した行政委員会である教育委員会の意思決定は教育委員会の会議において行われます。教育委員会が合議制の執行機関としての機能をしつかりと果たしていくためには、教育委員会の会議が常に積極的に開催され、会議においては充実した審議が行われなければなりません。そしてそれに基づく適切な意思決定が行わなければなりません。こうしたことから、教育委員会の意思決定の場である会議の運営を点検・評価の対象の一つとする必要があると考え、対象項目とするものです。

2) 教育委員会が管理及び執行する事務

地教行法第21条に、教育委員会が管理及び執行する事務が規定されています。地教行法第21条に規定された教育に関する事務は、教育委員会に職務権限を与えられたものであると同時に、教育委員会が責任を持って果たすべき職務でもあります。このように法律に規定されている教育に関する事務を、美里町教育委員会がどのように処理しているのかを点検・評価しなければならないと考えたことから、地教行法第21条各号に規定されている事務を点検・評価の対象項目とするものです。

3) 総合計画を推進するための取組

まちづくりを計画的かつ総合的に進めていくために美里町総合計画・美里町総合戦略（以下「総合計画」という。）が策定されています。総合計画では「第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり」の中で4つの教育政策が掲げられており、この計画の下に教育政策の推進に取り組んでおります。教育政策の推進を職責とする教育委員会が教育政策を推進するためにどのように取り組んできたのか、実施状況を毎年度検証していかなければなりません。こうしたことから、総合計画の「第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり」の政策項目を点検・評価の対象とするものです。

(2) 点検・評価の方法

1) 点検・評価報告書の作成の経過・作成作業の流れ (教育委員会と教育委員会評価委員会との関係)

教育委員会の事務局（教育総務課）が原案を作成して、それをたたき台に教育委員会で協議をしました。

↓

教育委員会で協議し、作成した報告書案を教育委員会評価委員会に諮り、教育委員会評価委員会に意見を求めました。

↓

教育委員会評価委員会の意見を教育委員会にフィードバックして、教育委員会において教育委員会評価委員会の意見を尊重して、再度審議を行い、最終の報告書を作成しました。

2) 点検・評価の作業

点検・評価は、その結果を今後の取組の改善につなげていくことを目的の一つとしていることから、初めに前年度に実施した点検・評価によって発見された改善点、改善すべき課題がその後どのように改善されているか確認しました。

次に、これまでと同様に、点検・評価の対象とした三つの項目について、一つ一つをできるだけ詳細にわたり点検・評価を行います。

また、「教育委員会が管理及び執行する事務」について関連法令が順守されているかを点検するための関係法令チェックシート（別冊資料）を作成して、一つ一つについて法令の順守状況を点検する作業を行いました。

3) 学識経験を有する者の知見の活用

地教行法第26条第2項の規定により、教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされているため、点検及び評価については美里町教育委員会評価委員会条例第3条の規定に基づく教育委員会評価委員会委員に所見をいただきました。

【美里町教育委員会評価委員会委員】

No	氏名	経歴等
1	忽那正範	元涌谷中学校長
2	小野祐哉	元南郷中学校PTA会長
3	葛西美智子	塾講師

任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

2 前年度の課題の改善状況

(1) 教育委員会の点検・評価で明らかになった課題の改善状況

1) 非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正する。

×改善されていない

幼稚園における全体の職員数に占める会計年度任用職員（非常勤職員）の割合は、令和元年度の64パーセントから61パーセントに減少しました。

幼稚園教諭においては、令和元年度の55パーセントから47パーセントに減少しましたが、その理由は、人事調整によるもので根底的な解決には至っておりません。

会計年度任用職員が多いのは、町の人事体制全体の問題ではありますが、幼稚園においては、雇用の形態（時間帯）が多様化していることから、正規採用の常勤職員ではなく、非正規採用の会計年度任用職員が多くなってきている事情があります。幼稚園における教育・保育をより充実させるためにどのような人員配置を行えばよいのかについて、教育委員会で協議し、町当局と協議していきます。

2) 定例会と臨時会は計画性があり慎重で迅速な審議が行われており、その機能が果たされている。審議内容も多岐にわたっており、特に社会問題になっている「いじめ・不登校対策」や教育現場の課題である「基礎学力向上対策」の審議が継続されているが、活発な話し合いが行われていると思われる。会議の住民への公開は、住民の権利でもあり、そのための更なる工夫があってもよい。

×改善されていない

令和2年度においては、住民が傍聴しやすい開催方法、日時等について検討することとしておりましたが、具体的な検討はできませんでした。

今後、他市町村の事例等を参考にし、動画配信サービスによる公開も含めて教育委員会で検討していきます。

(2) 評価委員会から指摘された課題の改善状況

1) 青少年教育相談員が担当した相談件数が集計されているが、別枠で特別支援教育専門員が行った相談件数を記載することを、検討していただきたい。

令和2年度の特別支援教育専門員が行った相談件数を掲載しました。

今後、相談件数に加え、その内容及びその対応の概要の記載についても教育委員会で検討していきます。

2) 学校再編に関しては、町民の関心が高い内容であるから、審議の概要や再編に向けた進捗状況等を定期的に町民に知らせてはどうか。

令和2年度においては、次のとおり進捗状況を公表しました。

公表時期	公表媒体	公表内容
令和2年4月	広報 ホームページ	新中学校整備の進行状況について
令和2年4月	ホームページ	PFI事業に関する令和2年度実施方針の策定の見通しの公表
令和2年5月	広報 ホームページ	新中学校整備の進行状況について
令和2年5月	ホームページ	PFI事業に関する令和2年度実施方針の策定期限の延期について
令和2年11月	ホームページ	新中学校整備等事業(仮称)実施方針等の公表について
令和2年12月	広報	新中学校整備スケジュールについて
令和3年1月	広報 ホームページ	学校整備に関する住民意見募集について

3) 学力向上支援員の配置は、算数・数学に特化した配置だが、新学習指導要領で重視する「主体的・対話的で深い学び」を考えると、子供の学びを支援できる教員免許を有する方で良いと考える。そのノウハウをもつ退職教員も多くいるはずなので検討を願う。

令和2年度における学力向上支援員の募集について、中学校では生徒の学力向上に対する効果が高いと言われている数学に特化した配置としておりますが、問いを理解するための読解力等、国語力の向上が必要です。小学校においては、小学校教員免許を有している方を対象とし教科に限定しない配置としています。今後学力向上支援員を配置する際には情報収集に努め、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを支援するため幅広い人材確保に努めていきます。

4) 学校施設の修繕について行き届いていない部分があるようなので、子供たち、教職員にとって一番大切な安全・安心の確保のために早急に改修してほしい。

学校施設の修繕につきましては、緊急性のあるものはその都度修繕してまいります。令和2年度は、教育委員会事務局職員が一般社団法人宮城県建築住宅センターとともに各学校施設を点検し、実情を把握しました。今後、定期的に点検を行うとともに、適切な修繕に努めていきます。

5) 学校課題の一つに「通常学級に在籍する特別な配慮を要する子供」への支援がある。特に、ADHD障害の子供である。「自立活動」の指導が必要で、それに特化した特別支援教育支援員の研修会開催の検討を願う。また、初任者研修等を行っているが、例えば、令和元年度に実施した「プログラミング教育研修会」や「連携によるサポートプログラム事業」のように、町独自の喫緊の教育課題に対応するための、全教員を対象にした研修を検討していただきたい。

×改善されていない

特別な配慮が必要な子どもは増加傾向にあり、その対応については、もっとも重要な課題の一つと捉えています。

令和2年6月に町立小中学校及び幼稚園を対象に特別支援教育担当者研修会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としました。今後、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修会自体が中止となる場合の代替となるような研修会の開催についても教育委員会で検討していきます。

6) 学校評議員は、学校と家庭・地域との「架け橋」を担っていると言っても過言ではないと考える。そのために、アンケート結果からの課題に対して、教育委員会と各学校が連携し、課題解決を図りながら学校運営や子供たちの成長につながるサポートができる学校評議員(会)のあり方を考えてほしい。

×改善されていない

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、学校評議員委員会としての会議開催は困難となり、新型コロナウイルス感染症の対応に追われ、学校と教育委員会の取組みを十分にできませんでした。行事等の際には、評議員より直接ご意見をいただいたりしているため、今後は会議だけではなく、行事等への評議員の参加を推奨し、個別のご意見も集約していくこと、教育委員会の事務局職員等が評議員委員会に参加することを検討していきます。また、集約した意見については、教育委員会と学校で共有し、学校運営の改善につながるよう努めていきます。

7) 重要な課題である非常勤職員が正規職員より多い現状について、難しい問題であると思われるが、改善できるよう粘り強く町当局に働きかけてほしい。

×改善されていない

教育委員会における全体の職員数に占める会計年度任用職員(非常勤職員)の割合は、令和元年度の72パーセントから69パーセントに減少しましたが、その理由は、人事調整によるもので根底的な解決には至っておりません。

会計年度任用職員が多いのは、町の人事体制全体の問題ではありますが、教育委員会で協議のうえ、引き続き町当局と協議していきます。

3 点検・評価の結果

(1) 教育委員会の会議運営

【実施状況】

令和2年度の教育委員会の会議運営の実施状況は、6～13頁に記述したとおり定例会12回と臨時会3回の計15回の会議を開催し、これらの会議の中で取り扱った議事は報告67件、審議32件、協議56件、その他46件でした。(件数はいずれも年度を通した延べ件数)

【点検・評価】

1) 関係法令である美里町教育委員会会議規則(以下「会議規則」と言う。)が順守されてきたのか、次の17の規定項目について点検・評価します。

① 会議は3日前までに会議の日時、場所及び会議に付すべき事件を告示して、招集したか。(会議規則第2条)

臨時会及び定例会について3日前までに告示をして、招集しました。

② 委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集したか。

(会議規則第3条第1項)

指定時間に遅れることなく参集しました。

③ 委員は、会議に出席できないときは、その旨を教育長に届け出たか。

(会議規則第3条第2項)

都合により1人の委員が1回会議を欠席しましたが、事前に教育長へ届け出ています。

④ 毎月1回の定例会が招集されたか。(会議規則第4条第2項)

毎月1回の定例会を招集し、会議を開催しました。

⑤ 教育長が必要と認めたとき、又は2人以上の委員から会議に付すべき事件を示して請求があったとき、臨時会が招集されたか。

(会議規則第4条第3項)

教育長が必要と認めたときに臨時会を3回開催しました。

また、2人以上の委員からの会議の開催の請求は、令和2年度においてはありませんでした。

⑥ 会議は公開されたか。(会議規則第5条第1項)

会議は公開としましたが、報告・審議・協議内容によって秘密会とした会議もありました。

- ⑦ **秘密会とするときは3分の2以上の同意を得たか。**
(会議規則第5条第1項)
秘密会とするときは3分の2以上の同意を得ました。
- ⑧ **秘密会を開くときは、会議に関係のない者及び傍聴人を退場させたか。**
(会議規則第5条第3項)
会議中において一部秘密会とする場合は、会議に関係のない者及び傍聴人に退場していただきました。
- ⑨ **委員は、発言しようとするときは、教育長の許可を得たか。**
(会議規則第11条)
委員は、発言しようとするときは、教育長の許可を得ました。
- ⑩ **動議に1人以上の賛成者があったとき、議題としたか。**
(会議規則第14条第1項)
令和2年度には、動議はありませんでした。
- ⑪ **教育長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告したか。**
(会議規則第15条第1項)
教育長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告しました。
- ⑫ **教育長は、挙手又は投票によって、採決を行ったか。**
(会議規則第16条第1項)
採決は、すべて挙手によって行いました。
- ⑬ **教育長は、採決したときは、その結果を宣告したか。**
(会議規則第16条第2項)
教育長は、採決したときは、その結果を宣告しました。
- ⑭ **教育長は、教育委員会の事務処理に関する事項を会議で報告したか。**
(会議規則第19条)
教育長は、教育委員会の事務処理に関する事項を毎月の定例会又は臨時会の会議で報告しました。
- ⑮ **議事録は、必要な事項が記載され、作成されたか。**
(会議規則第21条)
議事録は、必要な事項を記載し作成しました。
- ⑯ **議事録は、次の定例会において承認を受けたか。**

(会議規則第22条第1項)

臨時会及び定例会の議事録は次の定例会で承認を受けました。

⑰ 議事録には、教育長が指名した委員2人が署名したか。

(会議規則第22条第3項)

承認を受けた議事録に、教育長が指名した委員2人が署名しました。

2) 次に、教育委員会の会議運営が公平で効果的に行われてきたか、法令上には規定されていない項目について点検・評価します。

① 委員の出席状況

各委員の会議への出席状況については、1回の定例会で1人の委員が都合により欠席し、それ以外の会議には委員全員が出席しました。

② 委員の発言状況

審議、協議の各議案別の発言回数を議事録から拾ったところ、次のような回数となりました。

ア 審議：32議案で計201回の発言、1議案あたり平均約6.3回の発言

イ 協議：56議案で計1,119回の発言、1議案あたり平均約19.9回の発言

前年度の発言回数は審議36議案で計126回、協議67議案で計821回となっています。令和2年度の教育委員会では、新中学校整備等事業に関する協議で、発言回数が全体的に多くなっています。

③ 会議時間

1回当たりの会議時間は、平均で定例会が3時間41分、臨時会が1時間35分でした。前年度は定例会が3時間20分、臨時会が53分でした。議事内容により会議時間は異なります。

④ 会議の事前公表、周知

定例会及び臨時会の全ての会議において、告示と同時に町のホームページで会議開催の事前公表、周知を行いました。

⑤ 会議資料の事前配布

事務局では、会議における審議・協議をより効率的にするために、会議資料を事前に各委員に配布するように努めてきました。令和2年度においては、秘密会を除く会議資料について、概ね会議の事前に配布できましたが、一部の資料については会議当日に配布することがありました。

⑥ 議事録の公開

教育委員会の議事録については、会議開催翌月の定例会で承認を受け、当該月末に公開しました。

⑦ 傍聴者の数

傍聴者の数は令和2年度を通して延べ4人であり、前年度の13人から9人減少しました。このことは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、傍聴をなしとし会議を開催した影響もあったと考えています。

(2) 教育委員会が管理及び執行する事務

地教行法第21条で規定する教育委員会が管理及び執行する事務について、令和2年度の執行状況を点検・評価するとともに、各事務の関連法令についてその遵守状況を点検していきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免及びその他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱に関すること。
- 七 校舎その他の施設及び設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を管理し、及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(教育機関の設置)

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

〈執行状況〉

はじめに、地教行法第21条で規定する教育委員会が管理及び執行する事務について、令和2年度の執行状況を点検・評価します。

1) 地教行法第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

【実施状況】

町長より美里町立中塚小学校内のミーティングルームを放課後児童クラブとして、使用したい旨を受けて令和3年2月26日に開催された教育委員会定例会で協議し、令和3年3月31日に地教行法第21条第1号の規定により、同小学校内のミーティングルームとしての用途を廃止し、地方自治法第238条の2第3項の規定に基づき、直ちに町長に引き継ぎました。

その後、地教行法第22条第4号の規定により同日に町長の職務権限において教育財産の処分が行われました。

※令和3年4月1日に町長が所管する行政財産として取得する前提での教育財産の処分です。

※補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊すこと等については、財産処分となるためです。

【点検・評価】

法律に基づき、教育委員会で行うべき手続きを行いました。

2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

【実施状況】

教育財産については、教育委員会事務局（教育総務課）が総括管理を行っていますが、直接的には学校その他の教育機関で管理しています。

令和2年度は、青生小学校プール改修工事及び南郷学校給食センター改修工事を実施し、新型コロナウイルス感染症対策では、すべての小学校給食調理室及び青生小学校体育館トイレの洋式化改修工事、近代文学館改修工事を実施しました。

また、美里町近代文学館長寿命化計画に基づき、令和3年度に実施予定の屋根改修工事に必要な設計を行いました。

町内の小中学校には建築後40年以上を経過する校舎が3校あります。その他の学校においても校舎等の経年劣化が年々進み、学校施設全体の維持管理が課題となっています。「美里町学校施設長寿命化計画」に基づき、計画

的に改修を進めていかなければなりません。

【点検・評価】

教育財産の修繕については、緊急性のあるものはその都度修繕を行っています。

中学校施設については、再編するまでの期間において生徒の学校生活に支障をきたすことの無いよう修繕等を行っていく必要があります。

小学校施設については「美里町学校施設長寿命化計画」に基づき、大規模改修等を計画的に実施する必要があります。今後は、壊れてから修繕する「事後保全」から壊れる前に修繕する「予防保全」に移行できるよう計画的な施設管理が必要です。

これらのことを踏まえ、令和2年度は、教育委員会事務局職員が一般社団法人宮城県建築住宅センターとともに各学校施設を点検し、実情を把握しました。今後、定期的に点検を行うとともに、適切な修繕に努めていきます。

3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。(県費負担教職員については、点検・評価の対象から除外)

【実施状況】

令和元年度に引き続き、学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員を1人ずつ、教育委員会に専従で配置しました。

人事評価についても前年度に引き続き総務課の方針に従って教育委員会の各部署において実施しました。

なお、教育委員会が任命権を有する職員について、正規採用職員が62人であるのに対して会計年度任用職員が144人となっています。

【点検・評価】

令和元年度に引き続き、学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員について、学校教育の経験者を専従職員として配置したことにより、児童・生徒、保護者、教職員に対して、専門的な立場からの助言や指導ができるようにしています。

会計年度任用職員の数が多いことについては、以前から点検・評価の中で評価委員会から指摘されていますが、町の人事体制全体の問題であり改善にはいたっていません。

4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

【実施状況】

学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び

退学に関する事務を次のとおり実施しました。

① 入学期日の通知、学校の指定（通称：入学通知）

ア 学校教育法施行令第5条関係

（小学校及び中学校の新1年生保護者への入学通知）

- ・通知年月日：令和3年1月12日
- ・令和3年1月1日現在の住民基本台帳に記録されている就学予定者の入学通知書を就学管理システムにより作成し当該保護者に通知しました。

イ 学校教育法施行令第6条関係

（学齢簿に新たに記載された者の保護者への入学通知）

- ・転入等を確認しだい随時、当該保護者に入学通知書で通知しました。
- ・通知の対象は、町内転入、区域外就学、指定校変更による転入学又は新入学する保護者です。

ウ 学校教育法施行令第7条関係（学校長への通知）

- ・上記ア及びイと同時に、小学校長及び中学校長に対して、就学児童生徒の氏名及び入学期日等を通知しました。

② 就学義務履行の督促

- ・対象事案なし

③ 学齢簿の編成（小学校新1年生のみ）

令和2年10月1日現在の住民基本台帳に記録されている就学予定者180人を就学管理システムの磁気ディスクで調製し、10月1日に紙媒体で起案後に決定しました。

※転入等により新たに学齢簿に記載された者については、紙媒体で起案し、決定後に、入学通知書を送付し、また、学齢簿を再編成しました。

④ 区域外就学の協議

ア 協議件数30件

【他市町村への協議】他市町村在住で美里町立学校に就学6件

【他市町村からの協議回答】美里町在住で他市町村立学校に就学24件

イ 届出件数14件

【県立学校】古川黎明中学校8件（うち年度途中0件）

古川支援学校小学部2件、中学部0件（うち年度途中0件）

【私立学校】古川学園中4件（うち年度途中0件）

私立小学校0件

⑤ 指定校の変更

承認件数17件

【点検・評価】

関係法令の規定に基づき、遅滞なく事務を実施しました。今後も同様に取り組んでいきます。

5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

これらの事務は学校教育法で基本的な事項が定められ、その細部については同法施行令、同法施行規則に規定が設けられていることから、市町村教育委員会としてはこれらの法令を遵守して確実に実施することが求められています。

【実施状況】

地教行法第33条その他の関係法令の規定に基づき、美里町立学校管理に関する規則（以下「管理規則」という。）に基づき、次のような必要な管理を行ってきました。

① 組織編制

ア 校務分掌の組織（管理規則第16条）

各小中学校が校務分掌の組織を定め、それを教育委員会に報告をさせました。

イ 主任等の指名（管理規則第17条から第22条まで）

毎年度始め（4月）に各小中学校において、校長が各主任等を指名し、その内容について教育委員会に報告させました。

ウ 学校事務の共同実施組織（管理規則第22条の2）

効率的、効果的な事務処理体制の確立と事務機能強化のため、平成27年度から小中学校の事務職員による「学校事務支援室」を設置しており、令和2年度は全体活動を年7回と班活動を年8回実施してきました。教育委員会ではそのための設備の整備や会場の提供などの支援を行いました。

エ 職員会議（管理規則第23条）

各小中学校では、校長の職務の円滑な執行を補助するために、校長が主宰する職員会議を定期的に行いました。

オ 学校評議員（管理規則第24条）

校長（園長）の委嘱により、小中学校で31人、幼稚園で12人の評議員がいます。各小中学校及び各幼稚園では、概ね年2回の会議を開催し、学校運営や教育活動に関する意見を受けました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議の開催が困難な状況であったため、会議だけではなく、行事等の際に評議員から直接ご意

見を受けることも多くなってきました。

② 教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導（管理規則第6条）

各小中学校は、学習指導要領の基準及び教育委員会が定める基準により教育課程をそれぞれで編成しました。教育委員会としては、各小中学校の教育目標、教育課程表、学習指導、生徒指導及び進路指導の概要等などをまとめた「教育計画」を各小中学校に作成させ、報告させました。

【点検・評価】

関連する法律等を遵守して適正な事務が行われてきたと考えています。

6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

【実施状況】

教科書は、学校の主たる教材として使用義務が課されている図書で、4年間同一のものを採択することとされています。美里町立学校で使用する教科書は、宮城県教育委員会で設定した採択地区（大崎市、栗原市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町）の各市町の教育委員会で組織する協議会（北部地区教科用図書採択協議会）によって協議されることと学校教育法等の関係法令に定められています。

令和2年度は次のとおり小学校、特別の教科道徳、及び小・中学校の一般図書の採択のための事務を行いました。

① 町教育委員会会議で協議

会議は公開、資料は一部開示として3回開催しました。

4月23日 採択日程の説明

7月 8日 町教育委員会の採択希望案の決定、採択協議会へ報告

7月27日 採択協議会の採択結果の承認

② 小中学校への採択希望調査の実施

6月11日から7月1日まで、学校現場の意見反映の手段として小中学校への採択希望調査を実施しました。町教育委員会の採択希望案の決定に当たり調査結果を参考としました。

③ 採択教科書について

中学校については16冊、一般図書は小・中学校合わせて109冊を採択しました。

④ 採択結果及び採択理由の公表

8月1日に北部地区教科用図書採択協議会を構成する2市4町のホームページにおいて、採択結果及び採択理由を公表しました。

【点検・評価】

学校教育法等の関係法令に基づき、公正に事務が行われたと考えています。

7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

【実施状況】

令和2年度には、校舎その他施設の整備として主に次のものを実施しました。

- ① 青生小学校プール改修工事
- ② 南郷学校給食センター改修工事
- ③ 小学校トイレ改修工事
- ④ 近代文学館改修工事
- ⑤ 美里町立小中学校内情報通信ネットワーク整備

また、教具その他の設備として主に次のものを購入して、整備いたしました。

- ① 小学校上皿型重量ハカリ
- ② 小学校外国語指導用教材
- ③ 小学校モップハンガー
- ④ 不動堂小学校聴覚障害児童用送信機
- ⑤ 不動堂中学校デジタル上皿秤
- ⑥ 不動堂中学校6人制バレーボールネット
- ⑦ 南郷中学校生物顕微鏡
- ⑧ 小学校牛乳保冷庫
- ⑨ 小学校給食運搬車（廊下用）
- ⑩ 南郷給食センター業務用冷蔵庫
- ⑪ 新型コロナウイルス感染症対策備品（スクールバス、加湿機、空気清浄機、非接触式温度計、）
- ⑫ 小中学校遠隔学習用機器（ウェブカメラ）
- ⑬ 小中学校家庭学習通信機器（モバイルWi-Fiルーター）

【点検・評価】

令和2年度は、施設改修や長寿命化計画に沿った維持改修工事及び、小中学校の情報通信ネットワーク整備により、施設の環境改善を行うことができました。また、教育委員会事務局職員が一般社団法人宮城県建築住宅センターとともに各学校施設を点検し、実情を把握しました。今後、定期的に点検を行うとともに、適切な修繕に努めていきます。

さらに、各種の備品購入により新型コロナウイルス感染症対策を含め、児童生徒の健康管理、教育環境の改善を図ることができました。

8) 校長、教員その他の教育機関職員の研修に関すること。

【実施状況】

教育委員会は、校長、教員その他の教育機関職員を対象に、令和2年度において、次のとおり研修を実施しました。

	月日	研 修 会 名	対 象	人数 (人)	事前 資料	事後 アンケート
1	5/11	小・中学校教頭会研修会①	教頭	9		
2	6/12	小・中学校教頭会研修会②	教頭	9		
3	7/15	学力向上支援員研修会①	学力向上支援員	8	○	
4	8/3	幼・保初任者研修会①	幼稚園教諭・保育士 初任者	6	○	
5	8/4	小・中学校初任者研修会	初任教諭	5	○	
6	9/28	小・中学校教頭会研修会③	教頭	9		
7	11/18	小・中学校教頭会研修会④	教頭	9		
8	11/27	学力向上支援員研修会②	学力向上支援員	8	○	
9	2/17	小・中学校教頭会研修会⑤	教頭	9		

次に掲げる研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から研修会自体は中止となりましたが、研修資料の配布により各研修の内容の理解を図りました。

研 修 会 名	対 象	人数 (人)	研修の内容
特別支援教育支援員 研修会	特別支援教育支援員	3	職務に遂行に当たる服務・職務について
教員補助員研修会	教員補助員	29	職務に遂行に当たる服務・職務について
特別支援教育コーデ ィネーター連絡協議 会	特別支援教育コーデ ィネーター	23	特別支援教育に係る当該年度の現 状と方針について
特別支援教育連携協 議会	特別支援教育連携協 議会会員	17	・心身障害児就学指導審議会の資 料の作成について ・ユニバーサルデザインの事例に ついて

【点検・評価】

校長、教員その他の教育機関職員の研修については、その多くを任命権者の宮城県教育委員会が実施しています。市町村教育委員会として必要とされる主な研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止にせざるを得ませんでした。資料の配布や配布後のフォローにより、研修内容の理解浸透を図りました。

9) 校長、教員その他の教育機関職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

【実施状況】

① 保健に関すること

各小中学校においては学校保健計画を、各幼稚園においては幼稚園保健計画を策定し、これらの実施に努めてきました。

- ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師の配置
- ・就学時の健康診断 ・児童生徒等の健康診断 ・職員の健康診断
- ・健康相談の実施 ・保健指導の実施 ・保健室の設置
- ・スクールカウンセラーは各小中学校に配置、スクールソーシャルワーカーは各中学校区に配置

② 安全に関すること

各小中学校においては学校安全計画を、各幼稚園においては幼稚園安全計画を策定し、これらの実施に努めてきました。

- ・危険等発生時対処要領の策定
- ・防火管理者の選任
- ・避難訓練の実施
- ・避難マニュアルの改定

③ 厚生、福利に関すること

県費負担教職員の厚生、福利については主に任命権者である宮城県教育委員会で行っています。児童生徒及び幼児の厚生、福利については、主なものとして前年度のように国の基準に基づく就学援助を実施しました。

- ・就学援助

【点検・評価】

学校保健安全法に定められた項目について、実施しました。

各中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、要望があった小学校の相談対応も実施しました。

10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

【実施状況】

学校保健安全法第6条に規定する学校環境衛生基準に照らして、学校の適切な環境の維持に努めてきました。

【点検・評価】

学校保健安全法施行規則第1条には、「学校保健安全法第5条の環境衛生検査は、毎学年定期に、学校環境衛生基準に基づき行わなければならない」と規定されています。町内の小中学校及び幼稚園においては、学校薬剤師を配置し、全ての学校環境衛生基準の項目について、環境衛生検査を前年度と同様に実

施しており、学校環境衛生基準に基づく学校の環境衛生は維持されていると考えます。

11) 学校給食に関すること。

【実施状況】

南郷学校給食センターの運營業務については、民間事業者に委託しています。また、小牛田地域の幼稚園ではミルクのみの給食でしたが、平成29年8月から、民間事業者の調理した弁当給食に変更しました。

令和2年度の各小中学校及び幼稚園の給食実施日数は、次のとおりです。

小中学校（幼稚園）名	実施日数
小牛田小学校	175日
不動堂小学校	172日
北浦小学校	173日
中埜小学校	166日
青生小学校	176日
南郷小学校	174日
小牛田中学校	171日
不動堂中学校	169日
南郷中学校	173日
こごた幼稚園	136日
ふどうどう幼稚園	140日
なんごう幼稚園	136日

また、本町において一部の栄養量が学校給食摂取基準に達していないことについて、美里町学校栄養士会で協議した結果、学校給食費の単価の見直しが必要であるということから、美里町学校給食運営審議会、美里町教育委員会で協議を行い、関係する条例及び規則の整備を行うことで、令和3年度より単価を改定することにしました。

【点検・評価】

食中毒や体に害を与えるような重大な事故は発生することなく、安全・安心な学校給食を児童生徒及び幼児に提供することができました。

また、学校給食費の単価を改定することで、不足している栄養量の改善が見込まれます。

12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

【実施状況】

① 青少年の学習活動と社会的自立を支援する取組

地域のリーダー養成を目的として、小学5、6年生を対象としたインリーダー研修、中学生から高校生を対象としたジュニアリーダー研修を開催しました。

※町内の児童を対象としたこどもふれあいまつりについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました

② 地域の教育力を向上させるための取組

前年度と同様に、協働教育（家庭・学校・地域連携）推進事業を実施しました。内容は未就学児とその家族を対象に実施した家庭教育支援教室、小学校区ごとに子どもの体験活動や世代間交流を行う各種事業の実施です。

美里町青少年健全育成町民会議の事業として、青少年健全育成常掲標語の募集、「早寝、早起き、朝ごはん運動」の推進、非行防止パトロール等を実施しました。

※生涯学習に関すること及びコミュニティセンターに関することは、町長が管理し、及び執行する事務であることから、教育委員会の点検・評価の対象から除外しました。

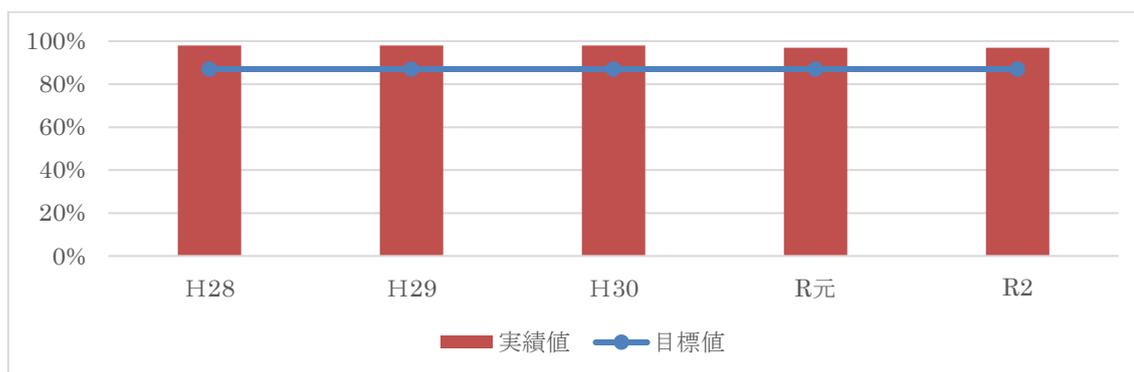
【点検・評価】

総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度は次のとおりです。

- ① 青少年を対象にした各種教室・講座の参加者の満足度
 目標値 87% 実績97% (令和元年度の実績は97%)

青少年を対象にした各種教室・講座の参加者の満足度

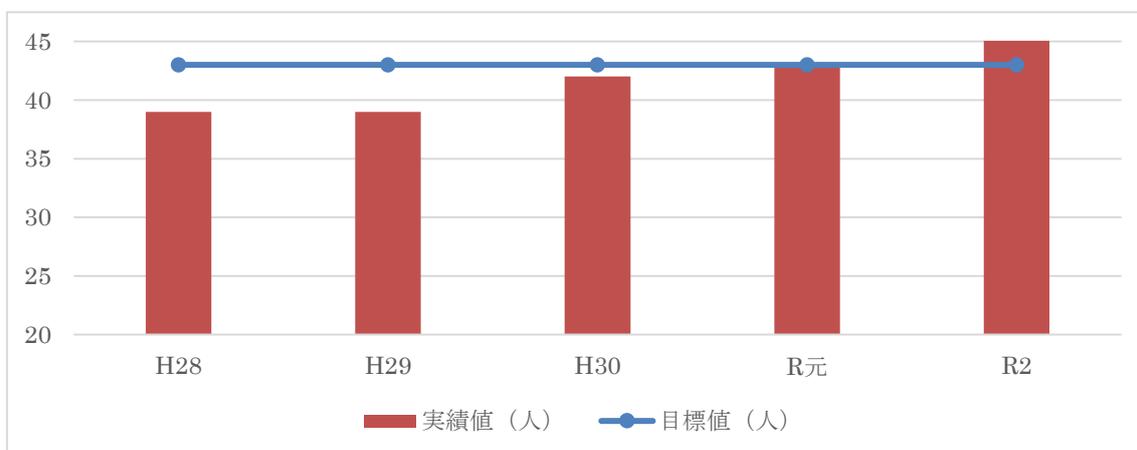
項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
目標値	87%	87%	87%	87%	87%
実績値	98%	98%	98%	97%	97%



- ② 青少年健全育成指導者等の人数
 目標値 43人 実績46人 (令和元年度の実績は43人)

青少年健全育成指導者等の人数

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
目標値	43	43	43	43	43
実績値	39	39	42	43	46



13) スポーツに関すること。

町長が管理し、及び執行する事務であることから、教育委員会の点検・評価の対象から除外しました。

14) 文化財の保護に関すること。

【実施状況】

文化財を保存し継承するための対策として、次の取組を行ってきました。

- ・文化財保護法に基づき、6遺跡で埋蔵文化財発掘調査を実施しました。
- ・公益財団法人日本教育公務員弘済会宮城支部の奨励金を得て、町指定無形民俗文化財「関根神楽」の神楽太鼓の修繕を行いました。
- ・不動堂地域に関する一級史料である「後藤家文書」の解読作業を正式に開始しました。翻刻作業は南郷古文書を読む会の協力を得て、東北大学上廣歴史資料学研究部門からの指導を受けつつ、解読を進めています。
- ・文化財保護委員会では、町内の高等学校2校からそれぞれ社会科の先生を新たに委員に迎えたことで、高校と連携した活動が期待されます。
- ・美里町郷土資料館では、新型コロナウイルス感染症対策により一時休館しましたが、その間に収蔵資料の修繕を行い、企画展を開催しました。また感染症対策を徹底し、町内外からの団体視察を受け入れました。施設面では3台の防犯カメラを設置し、防犯体制の強化を行いました。
- ・新たに宮城県立小牛田高等学園にて出前講座を実施しました。また除草具を用いた体験講座を、初めて開催しました。
- ・不動堂史跡公園を適切に管理し、国（東北財務局）との無償貸借契約を更新しました。

【点検・評価】

令和2年度は、コロナ禍ではあったものの、美里町文化財保護活用基本方針に基づいて歴史的価値の高い文化遺産の調査に着手することができましたが、今後さらなる調査をする必要があります。今後は、文化財保護法改正に伴う文化財保護活用地域計画の策定と、各指定文化材の保護・活用の個別計画の策定を進めるとともに、文化財指定の推進を図っていく必要があります。

15) ユネスコ活動に関すること。

【実施状況】

ユネスコ活動に直接的に関わる活動は各小中学校において実施していません。そうした中で町内の民間団体である美里町国際交流協会と美里町が毎年度行っている、アメリカ合衆国ウイノナ市との国際交流がありますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施がありませんでした。

【点検・評価】

教育委員会では、新型コロナウイルスの国内外を含めた感染状況を注視し、今後もアメリカ合衆国ウイノナ市との国際交流に参加・協力してまいります。現在においては、町内でユネスコ活動に直接的に関わる機会がありません。教育委員会としては、新中学校をESDの推進拠点であるユネスコスクールへの加盟について検討しています。

16) 教育に関する法人に関すること。

都道府県教育委員会のみが行う事務であるため、市町村教育委員会においては点検・評価の対象から除いております。

17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

【実施状況】

教育関係の基幹調査である学校基本調査、学校保健統計、学校教員統計、社会教育調査については統計法の規定に基づき、前年度までと同様に実施いたしました。

【点検・評価】

市町村教育委員会として必要な調査を実施しました。

18) 所管事務に関する広報及び所管事務に係る教育行政に関する相談に関すること。

【実施状況】

① 広報活動について

毎月1回発行する町の広報紙と町の公式ホームページに加えて、ソーシャルネットワーキングサービスを主な媒体にして実施してきました。

③ 教育行政に関する相談について

教育委員会事務局（教育総務課）の担当者が町民の相談に対応しています。

【点検・評価】

教育委員会として必要な広報、広聴活動に努めてきましたが、これで十分ということではありません。他市町村の事例等を参考に、周知の方法を十分に検討し、計画的に広報、広聴活動を行うよう努めていきます。

教育行政に関する相談については、教育総務課で相談に応じています。相談内容及びその対応については、必要に応じて対応できるように文書で記録し適切に管理・保存しております。

19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体内における教育に関する事務に関すること。

【実施状況】

① 総合教育会議について

総合教育会議は、(1)大綱の策定に関する協議、(2)教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、及び(3)児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行う会議です。

令和2年度においては2回の会議を開催しました。

第1回会議 令和2年10月20日(火)午前10時～

出席者：町長、教育長、教育委員4人

協議事項 新中学校整備スケジュールについて

令和3年度放課後児童クラブ事業について

第2回会議 令和3年2月15日(月)午前9時～

出席者：町長、教育長、教育委員4人

協議事項 美里町教育大綱について

【点検・評価】

第1回会議においては、新中学校整備に関する昨年度からの経過と今後の計画について、町長から教育委員会に対し説明があり、協議・調整を行いました。

第2回会議においては、第1期美里町教育振興基本計画と美里町教育大綱を一体とした経緯及び第2期美里町教育振興基本計画の案について、教育委員会から町長に対し説明し、第2期美里町教育振興基本計画を美里町教育大綱と一体とすることについて、協議・調整を行いました。

いずれの会議においても、町長と教育委員会が情報を共有し、各協議事項について協議・調整することができました。

② 教育委員のその他の活動について

教育委員会の定例会及び臨時会の会議に出席するほか、教育委員は次のような活動に参加・出席しました。

ア 学校行事等への出席

・小学校入学式

令和2年4月8日、9日 教育長、委員が各校に分かれて出席

- ・中学校入学式
令和2年4月8日 教育長、委員が各校に分かれて出席
- ・幼稚園入園式
令和2年4月9日 教育長、委員が各園に分かれて出席
- ・中学校卒業式
令和3年3月9日 教育長、委員が各校に分かれて出席
- ・幼稚園修了式
令和3年3月16日 教育長、委員が各園に分かれて出席
- ・小学校卒業式
開催日：令和3年3月19日 教育長、委員が各校に分かれて出席

※小学校、中学校、幼稚園の運動会については、小学校、中学校、幼稚園において新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から来賓を招待せずに実施しました。

※遠田郡中学校総合体育大会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

※敬老式については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

イ 各種会議、研修会への参加

- ・宮城県市町村教育委員会教育委員・教育長研修会
令和3年1月19日 参加者：教育長
※教職員宣誓式については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としました。
- ※宮城県教育委員会・宮城県市町村教育委員会教育懇話会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

ウ 総合教育会議への出席

第1回総合教育会議 令和2年10月20日

参加者：教育長、委員4人

第2回総合教育会議 令和3年2月15日

参加者：教育長、委員4人

【点検・評価】

教育委員は、定例会又は臨時会の会議だけではなく、上述したように必要に応じ行事、会議等に参加・出席しています。

〈法令点検〉

地教行法第21条で規定する教育委員会が管理及び執行する事務について、それぞれに係る法令が遵守されているか、別冊資料の法令チェックシート（以下「チェックシート」という。）で点検しました。

点検の結果については、チェックシートの右の点検欄に、順守されているものには「○」、順守されていないものには「×」、順守しているものの今後改善が必要なものには「△」、点検の対象外のものには「外」と記述しました。

点検結果が「×」であったもの、又は「△」であったものについて、今後の改善策などを検討します。

1) 点検結果が「△」であったもの

① 指導主事その他の職員・・・別冊資料9ページ (地教行法)

第十八条 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

【実施状況】

指導主事の配置については第2項で「前項の規定に準じて」とされていることから、指導主事の配置は必置義務規定ではなく努力義務規定と解釈され、これまで指導主事を配置しておりません。

【改善策】

本町においては会計年度任用職員ですが、教育委員会に学校教育専門指導員を専従で配置し、各学校に対して指導を行っています。

また、学力向上に関する対策としては、学力向上支援員を小中学校に配置し、主に算数・数学の基礎学力の向上に努めています。

しかし、これで十分という状況ではありませんので、学校における指導体制を一層強化する方法として、指導主事、国語等を担当する学力向上支援員の配置について検討していく必要があります。

② 教育機関の職員・図書館の職員・・・別冊資料10～11ページ (地教行法)

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

- 3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(図書館法)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

【実施状況】

学校以外の教育機関である美里町近代文学館、美里町小牛田図書館、美里町南郷図書館に所要の職員を置いています。しかし、図書館司書の資格を有する職員のうち1人を除いては会計年度任用職員です。

【改善策】

長年の課題ではありますが、会計年度任用職員の数が多いことについては、町の人事体制全体の問題であり改善にはいたっていません。しかし、教育機関の職員のうち会計年度任用職員が多くを占めている現状については改善していかなければなりません。

- ③ 学校給食に供する食物の栄養内容 . . . 別冊資料46ページ
(学校給食実施基準)

第四条 学校給食に供する食物の栄養内容の基準は、別表に掲げる児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準とする。

【実施状況】

学校給食実施基準第四条及び別表の学校給食摂取基準に基づき、各学校に配置されている栄養士等が献立を作成し、学校給食を提供しています。

平成30年11月、県内の一部の公立小中学校で提供されている学校給食について、学校給食摂取基準に達していないことが報道され問題となっています。

本町においても、調査した結果、一部の栄養量が摂取基準を満たしていないことが分かりました。

【改善策】

美里町学校栄養士会で協議した結果、栄養量を満たすためには、学校給食費の単価の見直しが必要であるということになり、美里町学校給食運営審議会、美里町教育委員会で協議を行い、関係する条例及び規則の整備を行うことで、令和3年度より単価を改定することにいたしました。このことにより、不足している栄養量の改善が見込まれます。

(3) 総合計画を推進するための取組

総合計画の第1章に、「生涯を通して学び楽しむまちづくり」として教育政策が掲げられています。令和2年度に教育委員会が取り組んできた総合計画を推進するための取組の状況を政策別にまとめます。また、総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度についても点検・評価いたします。

○総合計画に掲げる4つの教育政策

政策	施策	施策の目的	主な展開
社会教育の充実	住民による主体的な学習の推進と学びのための環境整備	住民が主体的に学び、活動できる機会と場の提供を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットが活用できない住民に対しては、個別相談、講習会等の開催による支援を行います。 ・住民が求めている「学び」のための情報を提供します。 ・関係機関と連携を図りながら、必要な情報の発信と学習機会の提供を行います。 ・学校、家庭及び地域が連携して、子どもたちの社会性を育む地域づくりを進めていきます。 ・青少年の健全育成を目的とする各種団体等との連携を図りながら、青少年を健全に育成するための活動を積極的に展開していきます。 ・学習の場として利用されているコミュニティセンター等の公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、今後も引き続き、適正な維持管理に努めます。
	図書館資料と情報提	図書館の機能を充実	・入手が困難な資料につ

	<p>供の充実及び読書活動の推進</p>	<p>するとともに、図書・資料の積極的な収集と保存に努めます。また、住民の豊かな心を育むための読書活動を推進します。</p>	<p>いては、町外の公共図書館、大学図書館、国立国会図書館等との相互貸借を積極的に活用することにより、利用者の多様なニーズに的確に応えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書会、講座等を積極的に展開して住民の図書館利用の拡大に努め、住民の読書活動の普及を図っていきます。 ・図書館は、学校等の教育施設と連携を強化しながら、子どもたちに適正な資料を提供します。また、読み聞かせボランティア団体との協力をいただきながら、子ども達の読書環境の充実を進めていきます。 ・図書館における絵本及び児童書の蔵書を充実させ、乳幼児から少年期までの子どもたちが身近に本に触れることのできる環境を整備していきます。 ・大活字本及び音訳資料等の蔵書の充実を図るとともに、高齢者や障害のある方でも利用しやすい図書館づくりに努めます。 ・図書館への来館が困難な方に対して、図書の宅配サービスを拡充するとともに、福祉施設での利用についても普及を拡大
--	----------------------	--	---

			<p>します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の保管場所の確保とともに、積極的に地域資料・郷土資料を収集、整理及び保存し、本町の歴史を次の世代に伝えていきます。
学校教育の充実	個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進	子どもたちが、心豊かに成長するための教育環境の提供を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや不登校等に関する指導・相談体制を強化するために、青少年教育相談員を配置していきます。 ・児童・生徒の横のつながりだけではなく、学年間の縦のつながりによる児童・生徒の結びつきを強めていきます。 ・学力向上委員会を通して学力向上の取組に関する情報を学校間で共有し、各学校における学力向上につなげていきます。 ・学び支援コーディネーター等を配置し、児童・生徒の一人ひとりが家庭内で学習する習慣を身に付けることができるよう支援していきます。 ・学力向上支援員を配置し、少人数による指導体制を継続します。 ・小学校4年生以上を対象にC R Tテストを継続的に実施します。また、これらの結果を分析して、今後の学習指導に役立てます。 ・特別支援を必要とする

			<p>児童・生徒に対して、多様な学びの場を提供するとともに、切れ目のない支援体制を整備していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが、将来において、国際化社会に適応できるような外国語教育に取り組みます。 ・進学時における家庭の経済的負担の緩和に努めます。 ・小学生の頃から環境保全に関心を持つよう、小学校における環境教育を充実させます。
	学校教育の充実	<p>学校教育環境の整備と充実を図り、子どもたちの充実した学校教育と学校生活を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校再編ビジョンに基づき学校再編を着実に進めていきます。 ・学校再編の実現に当たっては、保護者及び地域住民と意見交換を重ね、理解が深まるよう努めます。 ・施設や整備の老朽化により、児童・生徒の学校生活に支障が及ばないよう適切な維持管理を行います。 ・国又は県の補助事業を活用して、教材等の整備を継続して行います。
	地域が支える学校づくり、地域に開かれた学校づくりの推進	<p>学校と地域が連携を強め、児童・生徒の豊かな人間性を共に育んでいけるような環境の整備と体制づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりと公式ホームページを有効に活用して、各学校の教育活動に関する情報を積極的に地域へ発信します。 ・保護者や地域住民の意向を学校運営に反映させ

			<p>る学校評議員制度を積極的に活用し、地域に開かれた学校づくりを推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育人材バンクを活用し、地域の住民の協力をいただきながら地域と学校が一体となった学校運営に取り組んでいきます。 ・防犯活動、非行防止運動、部活動、読み聞かせ活動等の様々な学校活動の場面において学校支援ボランティアの協力により、地域が支える学校づくりを目指していきます。 ・各学校と地域、企業等との連携体制の下に、「志教育」を推進します。 ・放課後児童対策については、学校施設の積極的な活用等を進めます。
	<p>安全・安心を確保するための対策</p>	<p>行政と住民一体となって、地域の子どもの安全・安心を確保します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯組織への加入者を増やすことで、児童1人に対する防犯組織加入率を高め、子どもの安全の重要性に対する保護者への啓発を行います。 ・スクールバス事業では、安全な運行に向けた運営形態を構築します。また、徒歩通等児童の安全を確保するための対策を実施します。 ・原子力災害等の様々な災害から子どもたちを守るための体制を構築しま

			す。また、学校防災マニュアルについては、美里町原子力災害避難計画に 適応したものに速やかに 改訂します。
	学校給食の充実、食 育の推進	学校給食を通じて児 童・生徒の健全な心 身の発達を図りま す。	<ul style="list-style-type: none"> ・食農教育を推進する観点から、学校給食への地元食材の活用を積極的に進めます。 ・栄養バランスの整った食生活を定着させるためには、幼少期からの食習慣が大切です。このことから、すべての幼稚園における給食の実施について今後検討します。 ・子どもたちが生涯を通して健康な身体を維持するために、食育基本計画に基づき、一貫した食育の取組を推進します。 ・朝食を食べることの重要性について各家庭に正しく伝えていきます。また、行政、学校及び家庭が連携した食育の推進を図り、朝食の欠食児童に対する対応を進めるとともに、栄養バランスのとれた食事の重要性について理解を促します。 ・アレルギーに対する正しい知識の習得と理解を促し、アレルギー対策に取り組めます。 ・安全・安心な給食の提供のために、より適正な衛生管理及び施設の維持管理に、引き続き取り組

			みます。
	就学前教育の充実	行政と地域が協働して特色ある教育課程を取り入れます。また、子育て世帯に更なる支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理及び設備の充実を図ります。 ・子ども・子育て支援新制度に基づく「認定こども園」については、その導入の可否を含めて、検討を行います。 ・地域の文化及び外国語に触れる機会を設けるなど、特色のある就学前教育を推進していきます。 ・幼稚園における預かり保育を拡充し、核家族、共働き世帯等のニーズに合った支援を行っていきます。 ・幼稚園教育の充実及び幼稚園と保育所（園）の連携・融合を進めていきます。 ・就園奨励費等の交付により、私立幼稚園に通園する家庭を支援します。
文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承	歴史的・文化的な地域資源を確実に継承するための対策	身近なところで住民が町の歴史・文化に触れる機会をつくり、ふるさとへの誇りと愛着が持てるまちづくりを進めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の価値の共有及び次世代への継承を目指し、住民に対する文化財に関する学習機会の充実並びに子どもたちの地域への誇り及び愛着を育む学習環境の充実を図っていきます。 ・地域住民とともに調査研究を進め、文化財に対する知識及び理解を深め、文化財の保護活動へつなげます。 ・文化財に関するデータベースを充実させ、重要

			<p>な文化財を計画的に指定して、積極的な保護に努めるとともに、文化財所有者に対する支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域にある様々な文化財を一体的かつ効果的に保護するための仕組みづくり、また、文化財を保護・活用するための施設の整備など、適切な保護環境の構築に努めていきます。 ・地域の特色がある文化・芸術活動を行う個人及び団体を支援します。 ・住民が学習活動や文化活動の成果を地域で発表し、鑑賞できるような環境づくりを進めていきます。 ・文化施設の適切な維持管理を引き続き行っていきます。
社会体育の振興	健康づくり、生きがいづくり、人とのつながりをつくるスポーツ活動の推進	<p>幸福で豊かな生活を営むことができるまちづくりに向けて。住民一人ひとりがスポーツを楽しむことができる環境を整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツを推進していきます。 ・子どもたちの体力と運動能力を向上させるため、学校、家庭及び地域が連携し、スポーツに親しむ環境をつくりまします。 ・住民がそれぞれの体力、年齢、技術、目的等に応じて、安全にスポーツに親しむことができる環境整備に取り組みまします。 ・スポーツによる地域コミュニティの形成及び青

			<p>少年の健全育成を図るため、スポーツ団体やスポーツクラブと協力しながら地域におけるスポーツの推進を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来のスポーツ大会のほか、気軽にできるスポーツやウォーキングなどの普及に努めます。 ・スポーツ推進委員をはじめとする各種スポーツ指導者の研修を行い、指導力と知識の向上に努めます。 ・スポーツ施設と設備の適切な維持管理に努めます。 ・スポーツ活動を推進するため、学校体育施設の開放を積極的に進めます。
--	--	--	---

政策 1 社会教育の充実

【目的と取組の方向性】

住民一人一人が学ぶ喜びと尊さを知り、それぞれのライフステージに合った主体的な学習活動を継続的に展開できるように支援していきます。

一人一人が青少年期において学校、家庭、地域社会等の中で必要な社会性を身に着け、また、行動力と向上心、更には郷土愛に満ちた大人として成長できるよう青少年の健全育成に取り組んでいきます。(総合計画)

【実施状況】

1) 青少年の学習活動と社会的自立を支援する取組(再掲)

地域のリーダー養成を目的として、小学5、6年生を対象としたインリーダー研修、中学生から高校生を対象としたジュニアリーダー研修を開催しました。

※こどもふれあいまつりについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました

2) 地域の教育力を向上させるための取組 (再掲)

美里町青少年健全育成町民会議の事業として、青少年健全育成常掲標語の募集、「早寝、早起き、朝ごはん運動」の推進、非行防止パトロール等を実施しました。

3) 図書館の利用について

令和2年度

登録者数：13,273人 年間利用者数(延べ)：27,580人

貸出冊数(延べ)：98,047冊 町民一人当たりの貸出冊数：3.9冊

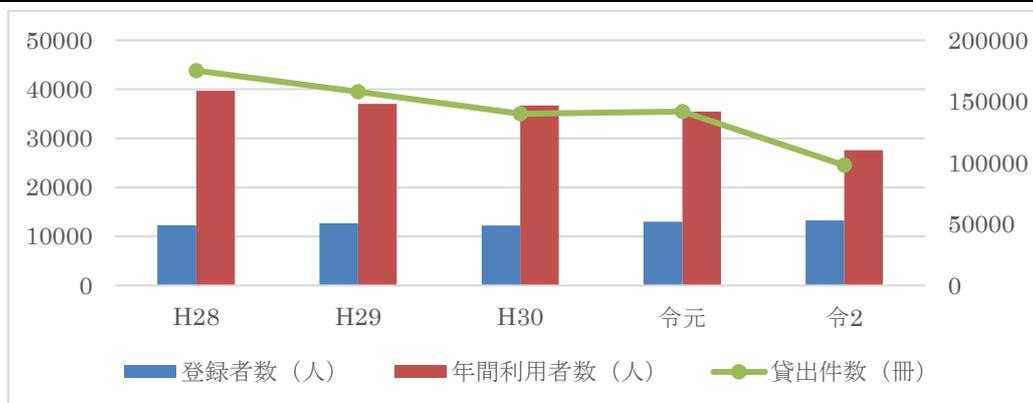
(参考：令和元年度)

登録者数：13,014人 年間利用者数(延べ)：35,431人

貸出冊数(延べ)：141,921冊 町民一人当たりの貸出冊数：5.8冊

図書館の利用状況

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
登録者数(人)	12,295	12,685	12,210	13,014	13,273
年間利用者数(人)	39,716	37,005	36,689	35,431	27,580
貸出冊数(冊)	175,231	157,895	140,109	141,921	98,047



【点検・評価】

総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度は次のとおりです。

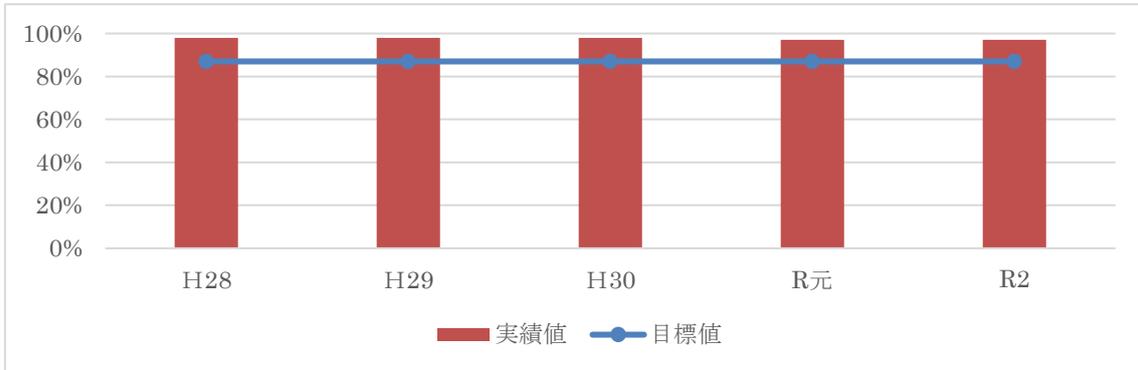
◆ 青少年を対象にした各種教室・講座の参加者の満足度

目標値 87% 実績 97% (令和元年度の実績は97%)

青少年を対象にした各種教室・講座の参加者の満足度

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
登録者数(人)	12,295	12,685	12,210	13,014	13,273
年間利用者数(人)	39,716	37,005	36,689	35,431	27,580
貸出冊数(冊)	175,231	157,895	140,109	141,921	98,047

目標値	87%	87%	87%	87%	87%
実績値	98%	98%	98%	97%	97%

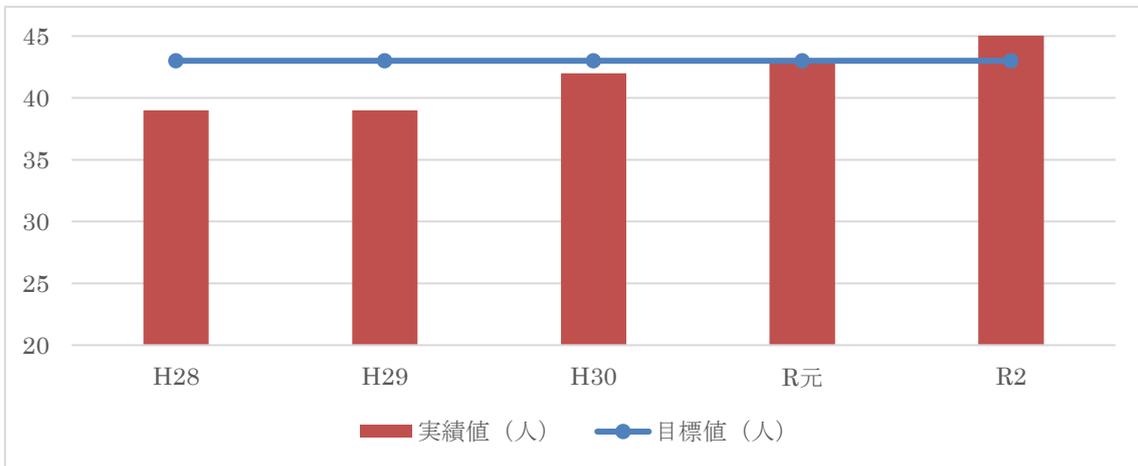


◆青少年健全育成指導者等の人数

目標値 43人 実績46人 (令和元年度の実績は43人)

青少年健全育成指導者等の人数

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
目標値 (人)	43	43	43	43	43
実績値 (人)	39	39	42	43	46



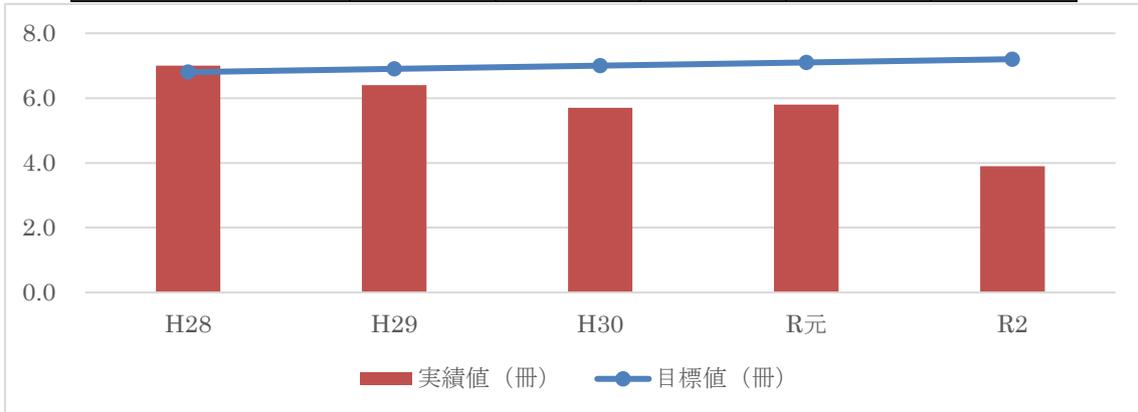
◆図書館における町民一人当たりの年間図書貸出冊数

目標値 7.2冊 実績 5.8冊 (令和元年度の実績は5.8冊)

図書館における町民一人当たり年間図書貸出冊数

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
目標値	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2
実績値	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8

目標値（冊）	6.8	6.9	7.0	7.1	7.2
実績値（冊）	7.0	6.4	5.7	5.8	3.9



（目標値達成に向けて）

地域において子ども達に多様な体験活動を提供できるよう、地域の大人を対象に様々な青少年活動支援の方法や実践事例に関する研修会及び情報交換を行う必要があります。青少年活動支援に対する理解を深めるとともに、推進できる人材を養成していかなければなりません。

子どもの居場所づくり事業関係者、放課後子ども教室事業関係者及び青少年団体等と連携し、青少年健全育成指導員の増員を図っていきます。

目標値に達していない「図書館における町民一人当たりの年間図書貸出冊数」については、比較的利用の少ない若い年齢層（18歳～25歳）の利用者を増やすことに心がけて蔵書を整備していくこと、利用の多い高齢者層向けの資料の充実を図っていく必要があります。また、図書館の企画事業を充実させることによって利用者の拡大を図り、図書貸し出し数の増加を目指します。

政策2 学校教育の充実

【目的と取組の方向性】

小学校及び中学校においては、「知育・徳育・体育」を重視し、基礎学力の定着を図るための教育、一人一人の個性を尊重した人間性豊かな教育及び地域と共に歩む学校づくりに重点的に取り組みます。

就学前の子どもたちは、保育所、幼稚園及び家庭とそれぞれ異なる環境の中で乳幼児期を過ごしています。すべての子どもたちがすくすくと成長できるよう保育及び幼児教育の環境整備を総合的に進めていきます。（総合計画）

【実施状況】

1) 基礎学力の向上を図るための取組

基礎学力の向上に向けた取組については、前年度までと同様に、教育委員会事務局に学校教育専門指導員一人を配置したほか、学力向上支援員を各小学校及び不動堂中学校、南郷中学校に配置しました。しかし、小牛田中学校については、学力向上支援員を配置するよう募集に努めましたが、応募がなく、配

置ることができませんでした。また、夏季及び冬季の長期休業中や平日放課後等に、希望する中学生を対象にした学び支援コーディネーター等配置事業（複数の相談員等による個別指導学習）を企画・運営し、基礎学力を向上させるための取組を行ってきました。

2) 計画的な施設整備のための取組

令和2年度には、校舎その他施設の整備として主に次のものを実施しました。

- ① 青生小学校プール改修工事
- ② 南郷学校給食センター改修工事
- ③ 青生小学校、不動堂小学校、北浦小学校トイレ改修工事
- ④ 近代文学館改修工事
- ⑤ 美里町立小中学校内情報通信ネットワーク整備

また、教育委員会では、経年劣化が進む学校施設等の長寿命化を図るため、平成29年度に「美里町学校施設長寿命化計画」を策定し、その計画に基づき実施しています。

3) 地域に開かれた学校づくりのための取組

地域に開かれた学校づくりを進めるために、住民の協力を得て、各幼稚園及び各小中学校に学校評議員を配置しています。

4) 安全・安心を確保するための取組

町内の各幼稚園及び各小中学校において、昨年度と同様にスクールバスを運行しました。また、朝夕の登下校時における通学路では、地域住民によって街頭指導（見守り）を実施していただきました。

幼稚園では、各中学校区と連携した水害時の避難訓練は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できませんでしたが、ふどうどう幼稚園では不動堂中学校まで、なんごう幼稚園では南郷庁舎までの避難経路を幼児が実際に歩き、災害時の経路確認を行いました。

5) 学校給食を充実するための取組

美里町学校栄養士会で各種課題等を協議し、学校給食の充実に努めています。また、令和2年度は国の事業を活用し、県産牛肉を給食に提供することにより、農林水産業（畜産業）について児童生徒等の理解を促し、“食”に対する興味関心を深める取組を行いました。

また、本町において一部の栄養量が学校給食摂取基準に達していないことについて、美里町学校栄養士会で協議した結果、学校給食費の単価の見直しが必要であるということから、美里町学校給食運営審議会、美里町教育委員会で協議を行い、関係する条例及び規則の整備を行うことで、令和3年度よ

り単価を改定することになりました。

6) 就学前教育を充実するための取組

教育委員会では、前年度までと同様に、3園の幼稚園において就学前の子どもたちの幼児教育に取り組んできました。

幼稚園における「預かり保育」については、年々その需要が高まっていますが、令和2年度は待機園児が発生しませんでした。

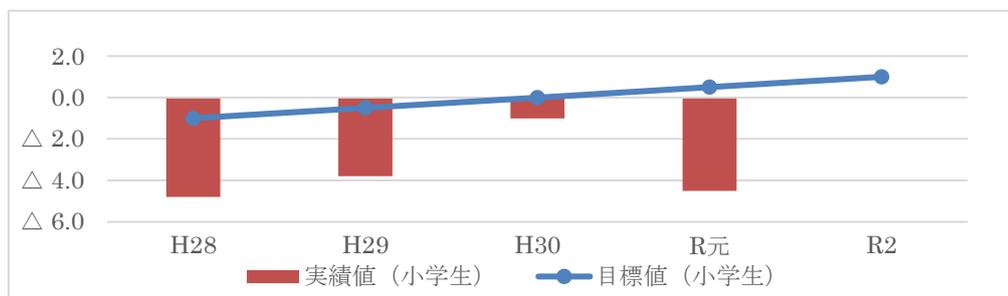
【点検・評価】

総合計画で設定した全国学力・学習状況調査についての指標の目標値は、令和2年度において小学生は県平均正答率に対してプラス1ポイント、中学生はプラス0.5ポイントでしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から調査が中止となりました。

全国学力・学習状況調査の県平均正答率との差（小学生）

※令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全国学力・学習状況調査は中止となりました。

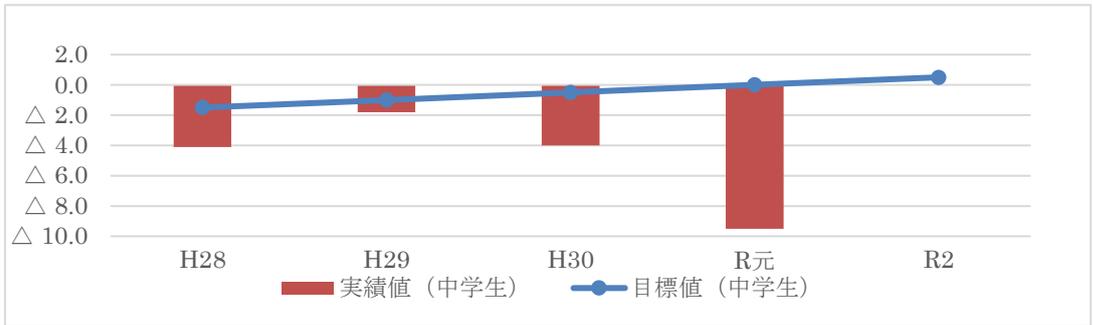
項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
目標値（小学生）	△1.0	△0.5	0.0	0.5	1.0
実績値（小学生）	△4.8	△3.8	△1.0	△4.5	



全国学力・学習状況調査の県平均正答率との差（中学生）

※令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全国学力・学習状況調査は中止となりました。

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
目標値（中学生）	△1.5	△1.0	△0.5	0.0	0.5
実績値（中学生）	△4.1	△1.8	△4.0	△9.5	



◆C R T (目標基準準拠検査) での下位群 (評定1) 出現率 (%)

※全小学校平均

令和元年度 (算数)		⇒	令和2年度 (算数)	
—	—		4 学年	1 8 %
4 学年	2 8 %	⇒	5 学年	2 0 %
5 学年	2 0 %		6 学年	1 7 %
6 学年	1 6 %		—	—

◆学校評議員会の開催回数

目標値 3回

実績 4校を除き、各小中学校及び各幼稚園で、年2回開催しました。

◆児童生徒の朝食の摂取率 (「学習・生活習慣調査」から)

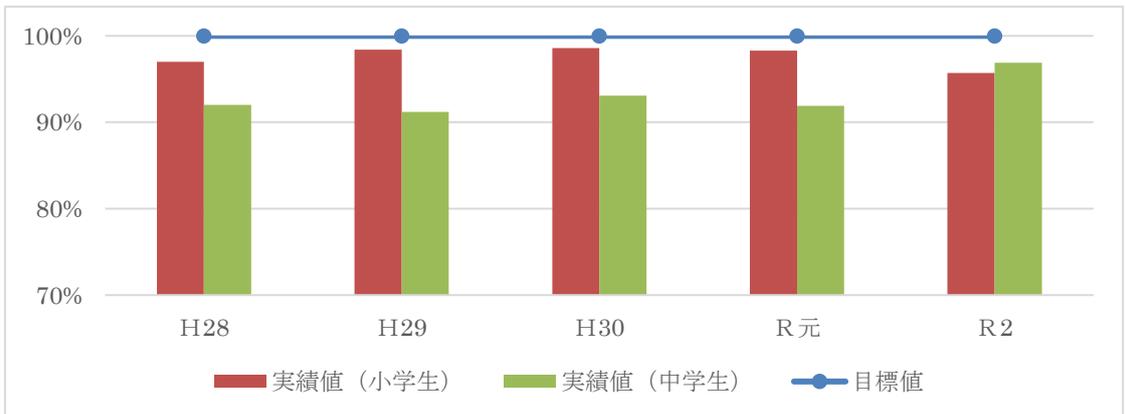
目標値 100%

実績 小学生：95.7%

中学生：96.9%

全児童生徒の朝食の摂取率

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
目標値	100%	100%	100%	100%	100%
実績値 (小学生)	97.0%	98.4%	98.6%	98.3%	95.7%
実績値 (中学生)	92.0%	91.2%	93.1%	91.9%	96.9%



◆預かり保育の待機園児数

目標値 0人

実績 0人

(目標値達成に向けて)

「全国学力・学習状況調査の県平均正答率」は、令和2年度において小学生は県平均正答率に対してプラス1ポイント、中学生はプラス0.5ポイント上回ることを目標としていましたが、令和2年度は調査の実施が中止となったため、実績値を測ることができませんでした。令和元年度の実績では前年度と比較すると小学校、中学校ともに県平均正答率との差が開いていたため、児童生徒の基礎学力の向上を図り、全国学力・学習状況調査の指標の目標値に達するよう努めていきます。

「学校評議員会の開催回数」は3回を目標としましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、概ね2回の開催となってしまいました。しかし、半数以上の小中学校及び幼稚園で、評議員会の他にも学校行事等で、学校評議員から意見を聴き、学校運営に活用しています。

地域に開かれた学校づくりを進めるために、年3回の開催に努めると共に今後も年間を通じて、様々な行事等の際に学校評議員から意見をいただき、学校運営に活用していきます。

「児童生徒の朝食の摂取率」の向上については、授業参観などの機会を利用して保護者に直接働きかけること、学校だよりや給食だよりなどで家庭に働きかけるなど、学校からの働きかけを繰り返し行っていきます。

政策3 文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承

※「文化・芸術の振興」の政策は、町長が管理執行する事務とされていることから、教育委員会の点検・評価から除いております。

【目的と取組の方向性】

先人から伝承されてきた伝統文化と文化財を次の世代に確実に継承するとともに、これらを活用した郷土学習を展開します。また、住民が日常的に郷土の歴史を学べる環境を整備します。(総合計画)

【実施状況】(再掲)

文化財を保存し継承するための対策として、次の取組を行ってきました。

- ・文化財保護法に基づき、6遺跡で埋蔵文化財発掘調査を実施しました。
- ・公益財団法人日本教育公務員弘済会宮城支部の奨励金を得て、町指定無形民俗文化財「関根神楽」の神楽太鼓の修繕を行いました。
- ・不動堂地域に関する一級史料である「後藤家文書」の解読作業を正式に開始しました。翻刻作業は南郷古文書を読む会の協力を得て、東北大学上廣歴史資料学研究部門からの指導を受けつつ、解読を進めています。
- ・文化財保護委員会では、町内の高等学校2校からそれぞれ社会科の先生を新

たに委員に迎えたことで、高校と連携した活動が期待されます。

- ・美里町郷土資料館では、新型コロナウイルス感染症対策により一時休館しましたが、その間に収蔵資料の修繕を行い、企画展を開催しました。また感染症対策を徹底し、町内外からの団体視察を受け入れました。施設面では3台の防犯カメラを設置し、防犯体制の強化を行いました。
- ・新たに宮城県立小牛田高等学園にて出前講座を実施しました。また除草具を用いた体験講座を、初めて開催しました。
- ・不動堂史跡公園を適切に管理し、国（東北財務局）との無償貸借契約を更新しました。

【点検・評価】

令和2年度は、コロナ禍ではあったものの、美里町文化財保護活用基本方針に基づいて歴史的価値の高い文化遺産の調査に着手することができましたが、今後さらなる調査をする必要があります。文化財保護活用基本方針では、基本施策として「文化財調査の充実」を掲げており、域内の多くの文化遺産について実態を把握する調査の実施が不可欠とされています。個別資料の調査に加え、休館期間を利用して神社仏閣調査を行うなど、基礎調査を実施することで、今後の活用への土台を固めることができたので、今後さらに多くの文化遺産についての実態を把握する調査をする必要があります。同じく基本施策である「住民との協働・連携」については、古文書を読む会や文化財ボランティアとの協議の結果、今後の活動に向けた協力体制を構築したので、今後具体的な活動に活かしていく必要があります。郷土資料館では職員体制の見直しにより業務の円滑化が図られ、収蔵資料の整理や新たな企画展の実施に繋がりました。今後は、文化財保護法改正に伴う文化財保護活用地域計画の策定と、各指定文化財の保護・活用の個別計画の策定を進めるとともに、文化財指定の推進を図っていく必要があります。

政策4 社会体育の振興

※「社会体育の振興」は、町長が管理執行する事務とされていることから、教育委員会の点検・評価から除いております。

Ⅲ 評価委員会からの意見

第1回会議 令和3年7月16日（金）

第2回会議 令和3年8月2日（月）

1 点検・評価の対象と方法について

（1）点検・評価の対象

前年度に引き続き三つの項目を対象としたことは妥当である。

（2）点検・評価の方法

点検・評価報告書の作成の経過・作成作業の流れ及び点検・評価の作業について明確にされており、今後の取り組みの改善につながることを期待したい。

2 点検・評価の結果について

（1）教育相談の実施状況について

1) 特別支援教育の専門員が行った相談件数を掲載したことにより、各時期の相談件数の分布が明確になったと伺える。特別支援教育に関する早期対応等のため、相談件数にあがった相談内容について、掲載することを検討していただきたい。

（2）学校再編に関する情報公開

1) 学校再編に関する進捗状況が可視化されるようになり、町民が関心のある事項に対し、情報を得る機会が増えたと伺える。新中学校がよりイメージできるようコンセプトや校歌、校章、制服、運動着の制定等、ソフト面の積極的な公開をお願いしたい。

（3）研修について

1) 「連携によるサポートプログラム」のように、美里町の中学校区単位での学習課題に即し、「学びのロードマップ（学校区の課題に応じた指導法の工夫改善や自主学習の方法、学習習慣等）」の統一を図った研究は学校

枠を超えて取り組むべきものとする。その核となる研究主任会議の設置を検討いただきたい。併せて、ADHD障害の「自立活動」に対する特別支援教育支援員の研修、「連携によるサポートプログラム事業」等で実施した町立小中学校の全教員を対象にした研修については、引き続き検討をお願いしたい。

2) コロナ渦の中、今後は授業をリモートで実施することも想定されてくるので、町立小中学校の教職員を対象にインターネットを活用した授業等に関する研修を検討いただきたい。

(4) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに関する制度の周知方法について

1) 保護者の中には思い込み等により、活用して欲しい方が活用されていない部分もあるので、保護者にもわかりやすい、活用しやすい案内方法を検討いただきたい。

(5) 図書館の利用について

1) 図書館の利用が減少していることは、新型コロナウイルス感染症を起因とする開館日数や利用時間の制限だけではなく、青少年の利用が少ないことも理由として考えられる。

青少年の自主活動グループ(ボランティアやまちづくり活動)が活動できる場所、支援する場所として図書館を利用できれば、青少年の利用増加に繋がると思われるので、青少年にもわかりやすい、活用しやすい案内方法を検討いただきたい。

2) 学び支援コーディネーターの配置については、学校単位だけではなく、図書館での配置も検討いただきたい。

(6) 学校給食における現場の意見に対する対応について

1) 平成30年11月に県内の一部の公立小中学校で提供されている学校給食について、学校給食摂取基準に達していないことが報道されたことを受け、調査をした。美里町でもその結果、一部の栄養量が摂取基準に達していなかったことに対し、その改善には学校給食費の見直しが必要であったにも関わらず、令和元年度に実施されていないことから、見直しを求める栄養士会をはじめ、現場から出た意見に対して、確実に対応できる体制を検討いただきたい。

(7) 幼稚園の預かり利用について

1) 幼稚園における預かり保育の待機児童が0になったことは非常に評価

できる。一方で、保護者の就労に対する預かり保育だけではなく、保護者の緊急時等に関しての配慮も必要になってくると考える。

現在の町の制度では、預かり保育については午前7時から午後8時30分まで、午後1時から午後7時までの利用が可能であるが、一時預かりについては午前7時から午後8時30分まで、午後1時から午後5時までの利用となっている。

保護者が安心して子育てができる環境に繋がるためにも、一時預かりの利用時間を預かり保育の利用時間に合わせるよう検討いただきたい。

【 総合的な意見 】

新型コロナウイルス感染症拡大という社会情勢下での対応に尽力していた中で、前年の課題が改善されており、評価に関して真摯に前向きに努力していると感じられる。

IV まとめ

1 課題と改善策

(1) 未解決となっている前年度の課題と改善策

1) 非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正する。

会計年度任用職員が多いのは、町の人事体制全体の問題ではありますが、幼稚園においては、雇用の形態（時間帯）が多様化していることから、正規採用の常勤職員ではなく、非正規採用の会計年度任用職員が多くなってきている事情があります。職員の柔軟な働き方や複眼的に子どもの個性の多様性を認めていくことの重要性を踏まえ、幼稚園における教育・保育をより充実させるためにどのような人員配置を行えばよいのかについて、教育委員会で協議し、町当局と協議していきます。

2) 定例会と臨時会は計画性があり慎重で迅速な審議が行われており、その機能が果たされている。審議内容も多岐にわたっており、特に社会問題になっている「いじめ・不登校対策」や教育現場の課題である「基礎学力向上対策」の審議が継続されているが、活発な話し合いが行われていると思われる。会議の住民への公開は、住民の権利でもあり、そのための更なる工夫があってもよい。

今後は、他市町村の事例等を参考にし、開催の日時や動画配信サービスによる公開等も含めて検討していきます。

3) 学校課題の一つに「通常学級に在籍する特別な配慮を要する子供」への支援がある。特に、ADHD障害の子供である。「自立活動」の指導が必要で、それに特化した特別支援教育支援員の研修会開催の検討を願う。また、初任者研修等を行っているが、例えば、令和元年度に実施した「プログラミング教育研修会」や「連携によるサポートプログラム事業」のように、町独自の喫緊の教育課題に対応するための、全教員を対象にした研修を検討していただきたい。

特別支援教育支援員の研修会及び町独自の喫緊の教育課題に対応するための、全教員を対象にした研修については、新型コロナウイルス感染症の状況を見据えつつ、研修会の開催を検討してまいります。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修会自体が中止となる場合の代替となるような研修会の開催についても検討してまいります。

4) 学校評議員は、学校と家庭・地域との「架け橋」を担っていると言っても過言ではないと考える。そのために、アンケート結果からの課題に対して、教育委員会と各学校が連携し、課題解決を図りながら学校運営や子供たちの成長につながるサポートができる学校評議員（会）のあり方を考えてほしい。

今後は会議だけではなく、行事等への評議員の参加を推奨し、個別のご意見も集約していくこと、教育委員会の事務職員等が評議委員会に参加すること等を図っていきます。また、集約された意見については、教育委員会と学校で共有化し、学校運営及び事業運営の改善につながるよう努めてまいります。

5) 重要な課題である非常勤職員が正規職員より多い現状について、難しい問題であると思われるが、改善できるよう粘り強く町当局に働きかけてほしい。

会計年度任用職員が多いのは、町の人事体制全体の問題ではありますが、引き続き町当局と協議してまいります。

(2) 評価委員会から指摘のあった課題と改善策

1) 特別支援教育に関する早期対応等のため、相談件数にあがった相談内容について、掲載することを検討していただきたい。

特別支援教育に関する相談内容を可視化することで、早期対応等を図ることに繋がると考えられます。個人が特定されないことがないよう慎重に配慮し、次年度以降の掲載について検討してまいります。

- 2) 学校再編に関する情報公開については、新中学校がよりイメージできるようにコンセプトや校歌、校章、制服、運動着の制定等、ソフト面の積極的な公開をお願いしたい。

美里町新中学校開校準備委員会の設置を予定しているため、ソフト面に関する協議が進んでいくことが想定されます。ソフト面についてはその制定等について、広報やホームページ等により公開をしております。

- 3) 「連携によるサポートプログラム」のように、美里町の中学校区単位の学習課題に即し、「学びのロードマップ（学校区の課題に応じた指導法の工夫改善や自主学習の方法、学習習慣等）」の統一を図った研究は学校枠を超えて取り組むべきものとする。その核となる研究主任会議の設置を検討いただきたい。

小中連携を進めるため、これまで中学校区での取組を行ってまいりましたが、この取組を共有し、町全体での取組としていく必要があります。このようなことから、研究主任会議については、学力向上推進委員会と並行して、その役割を明確にし、推進してまいります。

- 4) コロナ渦の中、今後は授業をリモートで実施することも想定されてくるので、町立小中学校の教員を対象にインターネットを活用した授業等に関する研修を検討いただきたい。

教員を対象にした研修については、各町立小中学校の代表教員へタブレット端末を使用した教育用アプリの実践使用や情報モラル教育を含めた町の研修を計画しております。その研修を受けた教員が所属している小中学校の校内研修を行い、他の教員へインターネットを活用した授業等に関する理解の浸透を図る計画を立てております。本研修が授業等の円滑化に繋がるためにも、代表教員の理解度や各学校での浸透状況を把握できるよう代表教員との連携を密にし、適切な支援ができる体制を図ってまいります。

- 5) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに関する制度の周知方法について保護者にもわかりやすい、活用しやすい案内方法を検討いただきたい。

利用者向けのフローチャートやQ&Aも含めて、制度を活用したい保護者に制度の認知や理解が行き届く案内方法を検討してまいります。

6) 青少年の自主活動グループ（ボランティアやまちづくり活動）が活動できる場所、支援する場所として図書館を利用できれば、青少年の利用増加に繋がると考えられるので、青少年にもわかりやすい、活用しやすい案内方法を検討いただきたい。

図書館を青少年が活動できる場、町が支援する場とすることは、活動スペースの確保、青少年の自主活動グループの実情の把握等について検討が必要です。また、青少年の図書館利用を推進するためには、周知方法の工夫等が必要ですので、今後、これらのことについて教育委員会で協議していきます。

ソーシャルネットワーキングサービスやホームページを活用して、図書館の学習室、町民ギャラリー、視聴覚会議室の利用案内や活用事例の紹介等も含めて、青少年が活用しやすい案内となるよう、その周知する媒体や内容について検討してまいります。

7) 学び支援コーディネーターの配置については、学校単位だけではなく、図書館での配置も検討いただきたい。

学び支援コーディネーター等配置事業については、県の事業を活用し実施していましたが、令和2年度で事業制度が終了しております。今後、この事業を継続していくか否かについて教育委員会で検討してまいります。

8) 学校給食において、見直しを求める栄養士会をはじめ、現場から出た意見に対して、確実に対応できる体制を検討いただきたい。

学校給食の運営について、課題等が発生した場合については速やかに対応できるような体制を図ってまいります。

9) 幼稚園の一時預かりについて、保護者の緊急時等に関する配慮も必要になってくることから、利用時間を預かり保育に合わせていただくよう検討いただきたい。

保護者が安心して子育てができる環境に繋げるためにも、一時預かりの利用時間を預かり保育の利用時間に合わせるよう検討してまいります。

2 来年度の点検・評価に向けて

令和3年度の点検・評価（対象年度：令和2年度）も引き続き、教育委員会が所管する事務のうち「教育委員会の会議運営」、「教育委員会が管理及び執行する事務」及び「総合計画を推進するための取組」の3つを対象に点検・評価を行いました。

点検・評価の中で一番の課題は、一つ一つの項目を点検し、それに客観的評価を加えることです。今回の点検・評価については早い時期から作業に取り組み、この8月に報告書をまとめることができ、次年度に向けて改善策を講じることができると考えています。また、今年度中に取り組める課題については早速取り組んでまいります。

前回の点検・評価では、前年度から引き続き未解決となっている課題がありました。今回は一部解消したものもあり、未解決となっている課題が減少しました。しかし、全てが解消されたわけではありませので、引き続き改善に向けて努力してまいります。教育委員会だけでは改善することが難しい課題もありますが、一つ一つ改善していけるよう、また、改善できなくても少しでも改善に近づけるように努めてまいります。

今回の点検・評価においては、教員の意見を点検・評価に反映するために、学校評議員制度についての教員の課題や考え、学校評議員会の開催状況について各小中学校及び幼稚園にアンケート調査を実施しました。その結果、「学校評議員には学校評議員会だけではなく、他の行事等でも意見をいただけるよう連携を図っていきたい。」、「学校評議員にはお勤めしている方も多いので、学校評議員会の日時調整が難しいと感じる。」等、これまでの教育委員会での評価とは異なる意見があり、教育委員会で点検・評価する際に、それらの意見を参考にしました。評価委員会からも、小中学校や幼稚園の現場の声とともに、現場での教育に関する取組が理解できる貴重なアンケートであるとの意見をいただいておりますので、教育委員会と各学校との情報共有及び連携を図る上で、引き続きこの作業を継続したいと考えています。

教育委員会が行う点検・評価は、教育委員会が権限を有する事務の管理及び執行状況を確認し、課題を明確にし、改善していくために極めて重要な役割を果たしているものと考えております。今後もこの点検・評価をできるだけ客観的にを行い、明らかになった課題を改善していくことにより、より良い教育委員会の運営に努めてまいります。